第3次文化振興基本計画修正箇所一覧

No	章-節	ページ	修正内容・理由
1	4-1	45	・本文及び主な取組・内容の用語整理
2	4-1	46	・本文及び表の修正
3	4-1	47	・表の修正
4	4-1	48	・本文及び表の修正
5	4-2	49	・本文及び表の修正
6	4-2	50	・本文及び表の修正
7	4-3	51	・本文及び表の修正
8	4-3	52	・本文及び表の修正
9	4-4	55	・本文及び表の修正
10	4-4	56	・本文及び表の修正
11	4-4	55	・本文及び表の修正
12	5-2	58	・本文及び具体的な取組の修正
13	5-2	59	・本文及び具体的な取組の修正
14	5-2	60	・本文及び具体的な取組の修正

２　計画策定の背景

本市は、北に背振山地を擁し、南は有明海に臨み、嘉瀬川・筑後川と有明海の営力で拓けたところに立地しています。この恵まれた地理的環境を舞台に、原始、古代、中・近世、近・現代と時代の流れとともに各時代にわたり特色のある文化を育み、順調に発展してきました。

また、海外からもたらされる文化をいち早く享受し、わが国の文化形成に大きな影響を与えました。

このような風土で培われた文化は、連綿として今も息づき、未来への継承・展開が期待されています。

わが国における社会・経済情勢は、少子高齢化の進行と人口の減少、グローバル化や高度情報化の進展など社会全体が大きく変化してきています。加えて、平成23年~~3月11日~~に発生した東日本大震災や平成28年の熊本地震、近年の豪雨災害は、社会のあり方や人の絆、地域のつながりを見つめなおす契機になりました。~~このような社会情勢の変化は、文化を取り巻く情勢に大きな影響を与えており、本市においても例外ではありません。~~

また、世界中で拡大している新型コロナウイルス感染症は、これまでの私たちの生活様式や文化のあり方を大きく変えるものとなっています。このような状況下においても、社会情勢の変化等に注視し続けながら、文化の振興に取り組んでまいります。

本来、文化は豊かな人間性を涵養し、感性と創造力を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものです。

そこで涵養された豊かな人間性は、他者と共感し合う心を通じて意思の疎通を密なものとし、人間の相互理解を促進させ、ひいては国際協力の円滑化の基盤になるとともに、そこで育まれた感性と創造力は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するとも言われています。

このようなことから、佐賀特有の「風土」にさらなる磨きをかけ、他のまちにない魅力を発揮していくとともに、成熟社会における成長の源泉としての感性や創造力を育み、豊かな人間性を涵養するための文化を振興させ、次世代を担う子どもたちの財産として伝えていかなければなりません。

本市では、平成２４年３月に策定した第一次佐賀市文化振興基本計画を踏まえ、平成２９年３月に第二次佐賀市文化振興基本計画を策定し、文化施策を推進してきました。令和２年度は第二次計画の最終年度となることから、これまでの成果や課題を踏まえるとともに上位計画との整合性を図りながら、引き続き文化施策を推進するための指針として、第三次佐賀市文化振興基本計画を策定するものです。

第４章　文化振興の取組

◆第１節　文化を通じた人づくり　　【基本目標１】

◆第２節　多様な文化芸術活動が行えるしくみづくり
【基本目標２】

◆第３節　文化財の保存と活用による地域づくり
【基本目標３】

◆第４節　地域に根ざした特色ある文化のまちづくり
【基本目標４】

■吉村家住宅

第１節　文化を通じた人づくり【基本目標１】

（１）子どもたちの豊かな感性の育成

文化は、子どもたちの感性や創造力を育むために重要なものです。本市の将来を担う子どもたちが、豊かな社会を築いていくためには、豊かな感性を育む必要があります。そのため、学校や地域と協力し子どもたちが文化芸術や歴史に~~・芸術を鑑賞する機会や~~触れる機会の提供に努めます。~~また、学校や地域と連携し、文化芸術や歴史・芸術鑑賞などを取り入れた教育を促進します。~~

主な取組	内容
子どもの文化芸術鑑賞の推進	子どもたちの感性を育むため、質の高い文化芸術を鑑賞できる機会を提供します。
学校における郷土学習の取組への支援	子どもたちが、佐賀の歴史や伝統文化を学び郷土に誇りや愛着を持~~つ~~てるよう、「総合的な学習の時間」などを利用した出前授業や講座を実施します。
学校における文化芸術の取組への支援	子どもたち~~に~~が文化芸術活動のすばらしさを~~訴え~~感じ、文化芸術への関心を高め~~るため~~られるように、文化芸術活動団体や芸術家などと連携して、ワークショップなどを取り入れた学校へのアウトリーチ活動を実施し、創造体験の機会を提供します。
教育関係者が多様な文化芸術や歴史を学ぶ機会の提供	子どもたちがより多くの文化芸術や歴史に触れられるよう、まずは教育関係者が~~多様な文化に~~親しみ、理解を深める機会を提供します。

■東名遺跡の出前授業（市内小学校）

■学校へのアウトリーチ事業

（２）文化振興の担い手の育成

本市の文化を振興していくためには、~~文化に関心がある市民とともに~~、多くの市民が文化に触れ、活動を行っていく基盤づくりが必要となります。本市では、~~数多くの~~様々な文化芸術活動や伝統芸能等が行われ、文化に関する講座なども行われています。これらの活動や講座などに、より多くの市民が参加し、活動していくことができるよう~~働きかけ~~取組みます。

主な取組	内容
文化芸術活動や講座~~、地域の伝統行事~~伝統芸能などへの参加促進	文化の担い手の裾野を広げていくために、文化芸術活動や講座、~~佐賀市民芸術祭~~伝統芸能などへの参加を促進します。 また、子どもや若者たちを含め多くの人たちが地域の祭りや伝統~~行事~~文化に積極的に参加できるよう、日頃から地域の人との交流を促し、文化活動に取り組むきっかけをつくります。
文化の担い手の~~後継者~~育成につながる支援	伝統芸能や生活文化、また、地域固有の伝統文化や文化財といったさまざまな文化を将来に伝えていくため、~~後継者~~担い手の育成につながる支援を行います。

■市民芸術祭

■市川の天衝舞浮立

（３）文化に親しむ機会の提供

本市では、多くの市民が幅広い分野の文化に触れ、豊かな感性を育んでいくために、各文化施設で文化に親しむ鑑賞の機会を提供して~~います。~~おり、今後も市民のニーズを把握しながら充実を図ります。~~文化に親しむ鑑賞の機会については、さまざまな分野における鑑賞機会の充実や市民のニーズにあった機会を提供していきます。~~また、鑑賞以外にも、親子や家族などで学習や体験といった活動を行うことができるような場の提供に努めます。

主な取組	内容
佐賀市文化振興財団や各文化施設の自主企画による催しの充実	幅広い文化に触れることができるよう、さまざまな分野の鑑賞や体験の機会を提供します。
子どもや若者、高齢者まで、幅広い世代への文化芸術に親しむ機会と場の提供	~~佐賀市民芸術祭などのイベントで市民のニーズにあった企画を実施し、~~幅広い世代に向けて、また障がいの有無や国籍に関わらず、さまざまな分野の鑑賞や体験の機会を提供します。 小学校や公民館などを利用し、親子や家族で、また、子どもや若者が地域の大人たちとさまざまな体験ができるよう、環境づくりを促進します。
~~佐賀市の文化人材登録制度の活用と充実~~	~~市民が文化芸術に親しめる環境づくりを進めるため、市内で文化芸術活動を行う団体及び個人の情報を集積し、市民に人材の情報の公開及び周知を図ります。~~
さまざまなメディアを用いた情報の提供	広報誌やＳＮＳ等を市民のニーズに合わせたメディアを活用し、機会の提供のための情報発信を行います。

（４）国際交流と多文化理解の推進~~による異文化交流の促進~~

あらゆる分野における国際化・グローバル化の進展にともない、多くの国の文化に触れる機会が増大しています。その中において、それぞれの国の文化を尊重し、受け入れることができる柔軟な心を育むため、姉妹都市や友好都市との交流~~を~~の充実を図ります。~~させます。~~また、学校教育や地域の身近な場で、多くの国の文化を学習・体験し、多文化への理解の促進に努めます。

主な取組	内容
姉妹都市・友好都市との交流の充実	各姉妹都市・友好都市との中学生や高校生の相互派遣を行います。
学校教育での多文化理解の推進~~異文化理解の促進~~	外国語教育や外国からの修学旅行生との交流を通して、多文化に触れる機会や学習の機会を~~持ち、異文化理解を促進します。~~提供します。
~~異文化に触れる機会の提供~~ 多様な文化に触れる機会の提供	海外諸地域の歴史や生活、習慣などを学習する講座を開設~~します。~~し、多様な文化に触れる機会を提供します。
佐賀の文化に触れる機会の提供	外国の方に向けて、佐賀の文化などを紹介する講座を開設し、文化に触れる機会を提供します。

第２節　多様な文化芸術活動が行えるしくみづくり　【基本目標２】

（１）文化振興財団との連携

本市の文化を振興するため、佐賀市文化振興財団との連携を強化し~~ていきます。文化施設の管理運営や自主企画による催しの充実とあわせ、~~市民へ親しみやすい文化を提供し、一人でも多くの市民が~~文化芸術~~活動に~~参加できる~~取り組める~~よう~~基盤整備~~に努めます。

主な取組	内容
文化振興財団の自主企画による催しの推進	多種多様な文化芸術活動が行われるよう、~~計画的な~~文化振興財団の計画的な自主企画による催しの推進を図ります。また、市民が文化を身近に感じることができるよう、公民館や学校、福祉施設などでのアウトリーチ事業を行います。
文化施設の円滑な運営	~~文化振興財団は、~~市の主要な文化施設~~である文化会館と東与賀文化ホール~~の円滑な運営を行い、施設の利便性の向上や市民への文化芸術に関する情報の発信を行います。
市民と文化のコーディネートの役割の強化	市民が身近~~で~~に様々な文化の鑑賞機会を得て、文化芸術活動に親しむことができるよう、文化的な取り組みのコーディネートの役割を担います。また、~~文化人材登録制度~~文化・芸術人材バンク制度の充実及び活用の推進を図ります。

■佐賀市文化会館

■東与賀文化ホール

（２）文化団体、ＮＰＯ、ボランティアなどへの支援

本市では、数多くの団体や個人などにより、様々な文化芸術活動が行われて~~おり、~~います。これらの活動は、本市の文化を向上させ、文化の重要性や意義を市民に広く周知していく重要な役割を担って~~います。そのため、文化芸術活動を行う団体などが、その役割を果たすことができるよう~~いることから、活動を行いやすい環境の整備に努めます。また、活動団体への加入促進の支援や、その活動~~負担を少しでも軽減できるよう~~をより効果的に行うため、文化ボランティアの育成に努めます。

主な取組	内容
文化ボランティア活動の推進	~~さまざま~~様々な文化行事を行う上で、企画や運営に多くの市民が文化ボランティアとして参加できるよう~~支援します。~~調査・研究を進めます。
文化連盟への加入促進	総合的な文化芸術活動を行っている佐賀市文化連盟の会員募集のための活動を支援します。
文化芸術活動への支援	市民~~の~~が文化芸術活動~~に対して、支援~~を行うための様々な情報の収集・提供を行います。
文化芸術活動団体などの情報発信	文化芸術活動をより活発化するために、様々な文化芸術活動をしている団体や文化教室の情報を市民へ発信します。

（３）文化を伝える、支える~~芸術家、専門家~~人への支援

本市の文化を高め、広く文化を発信していくことができる人たちを支援し、~~芸術家や専門家が、評価され、~~市民に周知できる環境の整備に努めます。

主な取組	内容
顕彰制度の充実	文化芸術活動の活性化や積極的な文化芸術活動への参加を促すため、顕彰への支援を図ります。
発表の機会の提供	芸術家や専門家の活動意欲の向上を図り、更なる発展につなげるため、佐賀市民芸術祭~~の企画や文化人材登録制度~~などを充実させ、さまざまな発表の機会を提供します。

第３節　文化財の保存と活用による地域づくり【基本目標３】

（１）地域における伝統文化の継承支援

少子高齢化や地域のつながりの希薄化といった社会情勢から、代々受け継がれてきた地域固有の伝統文化の保存・継承が難しくなってきています。このような伝統文化は地域コミュニティの醸成に必要不可欠なものであ~~り~~るため、確実に次世代に継承~~する必要があります。そのため~~できるよう、その保存・継承の支援に努めます。

主な取組	内容
地域文化の保存・継承支援	受け継がれてきた地域固有の伝統文化を保存・継承していくために、後継者育成を含め、必要な支援を行います。
地域固有の伝統文化への参加や体験の充実	地域固有の祭り、行事などに積極的に参加を促すとともに、誰もが参加しやすいイベントなどを企画します。
地域間の文化交流などの促進	地域固有の祭り、行事、イベントなどの情報発信を行い、地域間の文化交流~~の機会をつくります。~~を促します。
歴史遺産の掘り起こし	これまで広く知られていなかった歴史遺産や歴史的人物の掘り起こしを行います。また、言い伝えや伝説など~~を伝承遺産としての~~活用を図ります。

■佐賀市の無形民俗文化財パンフレット

（２）歴史遺産の保存・継承と整備・活用

本市~~には、~~所在する数多くの歴史遺産~~があります。~~について、~~歴史遺産の~~調査~~や・研究や評価を~~適切に~~行い、文化財の適切な~~保護~~保存に努めます。また、佐賀城跡、東名遺跡、三重津海軍所跡など~~の~~をはじめとする歴史遺産を、地域の宝として、積極的に情報発信し、活用を図るため、必要な施設の整備に加え、耐震対策や防火対策などの防災に関する取り組みを行います。さらに、これらの歴史遺産の大切さを市民に理解してもら~~い~~うことで、地域での管理や活用の促進~~を図ります。~~にも取り組みます。~~さらに、県と連携しながら、明治維新１５０年事業にも取り組んでいきます。~~

主な取組	内容
文化財の調査・研究や評価の充実	歴史遺産や伝統文化の調査・研究や評価などを行い、~~指定文化財の増加を図り、~~本市にとって重要なものを文化財に指定し、適切な~~文化財保護~~保存に努めます。 また、~~佐賀城や~~幕末佐賀藩の近代化産業遺産~~についてはの~~発掘調査や文献調査を実施し、史実の解明に努めます。
文化財の公開・活用の充実	発掘調査現地説明会や企画展、シンポジウムなどを行い、文化財を広く公開・活用していきます。
~~埋蔵文化財センターの整備~~ 東名遺跡の史跡整備、埋蔵文化財センターの整備	~~市内の発掘調査で出土した遺物の適切な保管と展示、遺跡や遺物を活用した体験学習や情報発信などの機能を一体的に持つ埋蔵文化財センターの整備を検討します。~~ 東名遺跡の史跡整備の一環として、ガイダンス施設の整備を行います。なお、この施設は、佐賀市内各地から出土している遺物を保存・活用できる埋蔵文化財センターとしての機能を兼ね備えた複合施設として整備します。
~~遺跡、史跡などの保存と整備~~	~~本市に数多くある遺跡や史跡の適切な保存・整備を行っていきます。~~
地域住民への文化財の周知や協力の体制づくり、文化財所有者への保存管理意識の啓発	歴史と伝統に培われた貴重な~~文化歴史~~遺産を末永く後世に伝えるためには、地域住民の文化財に対する理解が必要で~~あり、~~す。そのため~~の~~、適切な情報発信に努め~~ます。~~るとともに、所有者及び地域住民の協働意識の醸成を図り、防犯・防災なども含め文化財の適正な保存管理意識の向上に努めます
~~地域での文化財保護の協力体制づくり~~	~~地域の歴史遺産の保存・継承のため、所有者及び地域住民の協働意識の醸成に努めます。また、将来に語り継いでいきたい歴史スポットの選定などを協働で行います。~~
歴史的景観資源所有者への支援	貴重な歴史的景観資源の保存・継承や活用のため、歴史的建造物の所有者などへの支援に努めます。

~~文化財所有者への適正な保存管理意識の啓発~~	~~所有者に対し、文化財の保存状況確認を行うなど定期的に接触する機会をもちながら、防犯・防災など文化財の適正な保存管理意識の向上に努めます。~~

■三重津海軍所跡（ドライドックの渠壁骨格）

第４節　地域に根ざした特色ある文化のまちづくり　【基本目標４】

（１）文化情報の発信

文化のまちづくりを進めるためには、行政、市民一人ひとりの文化意識の高揚を図る必要があります。文化芸術や文化財に関するさまざまな情報を積極的に提供、発信することにより、意識の高揚を図ります。

主な取組	内容
市による文化情報発信の充実	さまざまな媒体を活用し、文化行事や文化財などの情報を広く発信し、市民に積極的な文化芸術活動への参加を促します。
さまざまなメディアの活用	市民に文化への興味や関心を持ってもらい、文化意識の高揚を図るために、市報、市ホームページ、SNSなどを効果的に活用します。また、チラシ、ポスター、パンフレットなどの各種媒体やマスメディアなどを使用し、周知を行います。

■史跡を活用した文化芸術イベントの広報

（２）身近な場で文化にふれることができる場所づくり

市民が、誰でも、いつでも、どこででも文化に触れ、特色ある文化のまちづくりを行っていくために、身近な場所で文化芸術活動が行える環境の整備に努めます。~~公民館や既存施設の空き部屋といった場を活用し、気軽に文化芸術活動を行える場所を提供します。~~

また、街なかやそれぞれの地域で文化に関するイベントなどを実施し、地域活性化に努めます。

主な取組	内容
既存施設の利活用促進	気軽に文化に触れる機会を提供するために、文化活動のできる既存施設の情報を市民に発信し、利活用の促進につなげます。~~また、市民のニーズを把握し、支所の空き部屋など空きスペースの活用を図ります。~~
歴史文化講座の開設実施	~~出前講座などの機会を捉え、~~市民のニーズに応えた歴史文化講座を開設実施することで、多くの市民に文化に触れる機会の提供を行います。
街なかなどでの文化交流の推進	~~商店街などでの芸術家の作品発表など、商店街または地域との連携を図り、街なかなどで文化による市民交流を図ります。~~ 市民の交流の中心である街なか等で文化に触れる機会を提供し、交流の促進を図ります。

（３）利用しやすい文化芸術活動の施設などの整備

多くの市民が文化芸術の鑑賞や活動を行うときに、利用しやすいよう施設、交通アクセスなどの充実に努めます。

主な取組	内容
文化施設の整備・充実	障がいの有無や国籍に関わらず誰も文化施設を利用できるように、施設の整備・運用を行い、発表や鑑賞の機会を提供します。 また、施設の利用等に際しては、利用者目線で必要な情報の提供を行えるよう施設の整備に努めます。 ~~また、満足して文化施設を利用してもらえるよう、職員の研修や意識の向上に努めます。~~
各文化施設への交通アクセスの充実	~~市営バスや各種交通機関の有効利用に向け、柔軟な対応ができるよう働きかけを行います。~~ 来訪者が目的の文化施設へスムーズに行くことができるよう、交通手段の確保とサイン整備を行います。

（４）観光資源としての活用推進

指定文化財とあわせ、本市に分布している歴史遺産を広く市内外へ周知を図り、観光資源としての活用に努めます。そのための環境整備を行い、観光客誘致につなげます。

主な取組	内容
世界遺産などの積極的な活用	「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つである三重津海軍所跡等を観光資源として活用を図り~~るため~~、関連施設である佐賀城本丸歴史館との連携や他の産業遺産（築地反射炉跡、精煉方跡、多布施反射炉跡）とも関連づけた情報発信~~を~~や活用を行います。
案内サインの整備	市内にある文化財を市民や観光客にわかりやすく紹介するために、観光ルートを意識した案内サインの整備を計画的に行います。
歴史・文化案内人の育成	市民や観光客に、市の歴史・文化を広く紹介し、その魅力を発信していく歴史・文化案内人などの育成を行います。
文化財を中心とするモデルコースの設定	市民や観光客のニーズに合わせて、文化財などを見て回れるモデルコースの設定を行います。

（５）企業、大学との協働による文化振興

本市には、多くの企業、複数の大学があります。地域における産・学・官・民の持つノウハウは、文化を振興するために~~必要~~貴重な資源となります。高い技術をもった企業や大学と連携を強化することで、本市の文化の向上を図ります。また、文化の分野との交流により地域産業の活性化を図ります。

主な取組	内容
伝統産業の活性化	伝統産業の価値を広く紹介~~し、~~することで、保存と継承を図り、地域の活性化~~を図ります。~~につなげます。
地域産業の活性化	芸術家たちと産学官民との交流により、地元産品の開発や人材の交流などによる、地域産業の活性化を図ります。
文化財の研究や保存に向けた企業や大学との~~協力~~協働	企業や大学などと連携を図り、文化財の調査・研究や保存を行う体制づくりに努めます。また、本市にある大学や文化活動に取り組む学生等と協力して、文化の振興を図ります。
~~大学との協働による文化振興~~	~~本市には複数の大学があり、文化活動に取り組む学生や大学と協力して、文化の振興を図っていきます。~~

第５章 重点事業

◆第１節　重点事業の位置づけ

◆第２節　重点事業の内容

■中学校合同バンド（市民芸術祭でのパフォーマンス風景）

第１節　重点事業の位置づけ

本計画の基本理念である「豊かな人間性を育み、創造性あふれる佐賀文化の振興」の実現に向け、取り組みの中から早急に実施すべき優先度の高いものや取り組むべき民意の高いものを重点事業として設定し、計画実現の方向性、具体策などを示していきます。

この重点事業は、計画を実効性あるものとし、より現実味を帯びた佐賀市の文化振興の将来展望を導くものとなります。

第２節　重点事業の内容

（１）次世代につなぐ人材育成~~支援プログラム~~

子どもや若者たちに向け、歴史・伝統文化の継承や芸術文化に関して、鑑賞、体験、学びができる機会を提供することで、次世代を担う人材育成を支援します。

将来の文化の担い手となる子どもや若者たちが、感動したり、研鑽を積む機会を増やし、佐賀市の未来の文化振興につなげます。

■具体的な取組（例）

- 学校と連携した文化芸術のアウトリーチ事業や文化芸術招待事業の実施
- 文化芸術活動を行う子どもや若者が一流のアーティストと交流し学ぶ機会の提供
- 学校と連携した文化財などの出前授業の実施やインターンシップ（就業体験）の受入れ
- ~~文化財などを市民や観光客に紹介するボランティアガイドの育成支援~~
- オンライン等を活用した文化芸術の情報発信
- 文化連盟など市内で活動する団体などへの支援　など

（２）無形民俗文化財の記録・保存

浮立や田楽などの無形民俗文化財のうち、佐賀市内では12件が指定文化財になっています。これらは古くから伝承されているもので、地元住民の方々によって保存・継承されています。しかし、近年、本来の祭りのあり方や芸能の所作などの伝承が危ぶまれています。このような~~状態を解消し~~状況下において、無形民俗文化財を適切に継承・保存していくために、正確な映像記録の保存をはじめ、~~行っていきます。~~様々な支援策を講じていきます。

■具体的な取組（例）

- 無形民俗文化財の調査、研究
- 無形民俗文化財の映像記録作成
- 無形民俗文化財への支援
- 無形民俗文化財の情報発信　など

（３）~~文化財の調査・研究・公開の充実~~

幕末佐賀藩の近代化産業遺産の保存と活用の推進

~~歴史遺産や伝統文化の調査・研究などを行い、文化財指定を促進し、適切な文化財保護に努めます。~~

~~また、広く周知するため、文化財などの公開・活用の方法、場所の確保に向けた検討を行います。~~

三重津海軍所跡をはじめとする幕末佐賀藩の近代化産業遺産の発掘調査・文献調査を行います。その成果を基に、遺跡の適切な保存に努めるとともに、情報発信を行いながら、活用策を検討します。

■具体的な取組（例）

- ~~歴史遺産や伝統文化の文化財指定の推進~~
- ~~佐賀城や幕末産業遺産~~幕末佐賀藩の近代化産業遺産に関する発掘調査・文献調査~~の推進~~
- 発掘調査現地説明会の積極的な実施と~~市の施設等公民館や支所~~を利用した出土遺物の公開
- ~~東名遺跡や三重津海軍所跡などの活用に向けた史跡整備やガイダンス施設の検討~~　など

（４）~~埋蔵文化財センターの整備~~ 東名遺跡の史跡整備、埋蔵文化財センターの整備

約8,000年前の湿地性貝塚である東名遺跡は、現地に良好な状態で保存されています。東名遺跡への理解を深めるために、現地の整備とともに、ガイダンス施設の整備を行います。ガイダンス施設は、東名遺跡から大量に出土している日本最古級の編みかごや木製品などの遺物に加えて、佐賀市内各地から出土している遺物を保存・活用ができる埋蔵文化財センターの機能を兼ね備えた施設として整備を行います。

~~佐賀市は埋蔵文化財の宝庫であり、毎年のように発掘調査で貴重な遺物が出土しています。しかし、展示・活用できる施設がないため、これらの遺物のほとんどが保管されるだけになっています。また、約8,000年前の湿地性貝塚である東名遺跡からは、編みかごや木製品などの日本最古級といわれる遺物が多量に出土しています。これらは日本の生活文化の源流を考える上でも重要な遺物であることから、適切な保管・展示・活用ができる埋蔵文化財センターの整備を検討します。~~

■具体的な取組（例）

- 東名遺跡の史跡整備の推進

・埋蔵文化財センターとしての機能を兼ね備えたガイダンス施設の整備の推進
~~・埋蔵文化財センターの整備に向けた検討~~　など

（５）文化施設の整備･活用

~~長い間市民の文化振興の場として親しまれてきた市民会館が、老朽化や耐震性の問題などから平成28年４月以降使用ができなくなり、~~近年利用者が増加している文化会館や東与賀文化ホール~~の利用が増えている状況の中~~、文化に関するアンケートでは、市民や文化団体からの「文化施設の整備」を求める声が多くなっています。市有の文化施設をはじめとした市内所在の施設の利活用を促進し、また佐賀県が推進するSAGAサンライズパークの整備と連携した施設設備の改修を推進することで、市民が利用しやすい環境の整備に努めます。

今後も多くの人が交流し、活発な文化活動を行うことができるよう、文化施設の整備・活用について検討し、取り組んでいきます。

■具体的な取組（例）

・文化会館、東与賀文化ホールの施設、設備改修の推進
・市内の文化施設の情報提供、案内
・地域の文化団体の活動（練習）拠点となりうる場所の検討
~~・今後の文化施設のあり方検討~~
・ＳＡＧＡサンライズパーク整備と連携した施設設備改修の推進　など

第６章　計画の推進に向けて

◆第１節　計画の推進体制

◆第２節　数値目標の設定

■表現遊びワークショップの風景

第１節　計画の推進体制

（１）行政内部及び関係団体等との連携・協力

文化振興がまちづくりの一つの視点となる中、行政内部では、主務担当課を中心に庁内の関係部課との連携体制を築き、協力しながら本計画の推進を図ります。

また、佐賀市民の文化活動を促進し、さまざまな取り組みを実現する上では、関係団体や文化活動に取り組む企業、個人との連携・協力が重要です。関係団体の中でも、佐賀市文化振興財団とは、文化芸術の振興の面において、活動の場の提供、鑑賞機会の提供といった実務を担う団体として密に連携を図っていきます。

このように、行政、関係団体、企業、学校、市民がともに連携・協力しながら本計画を推進し、佐賀文化の振興に向けて取り組みます。

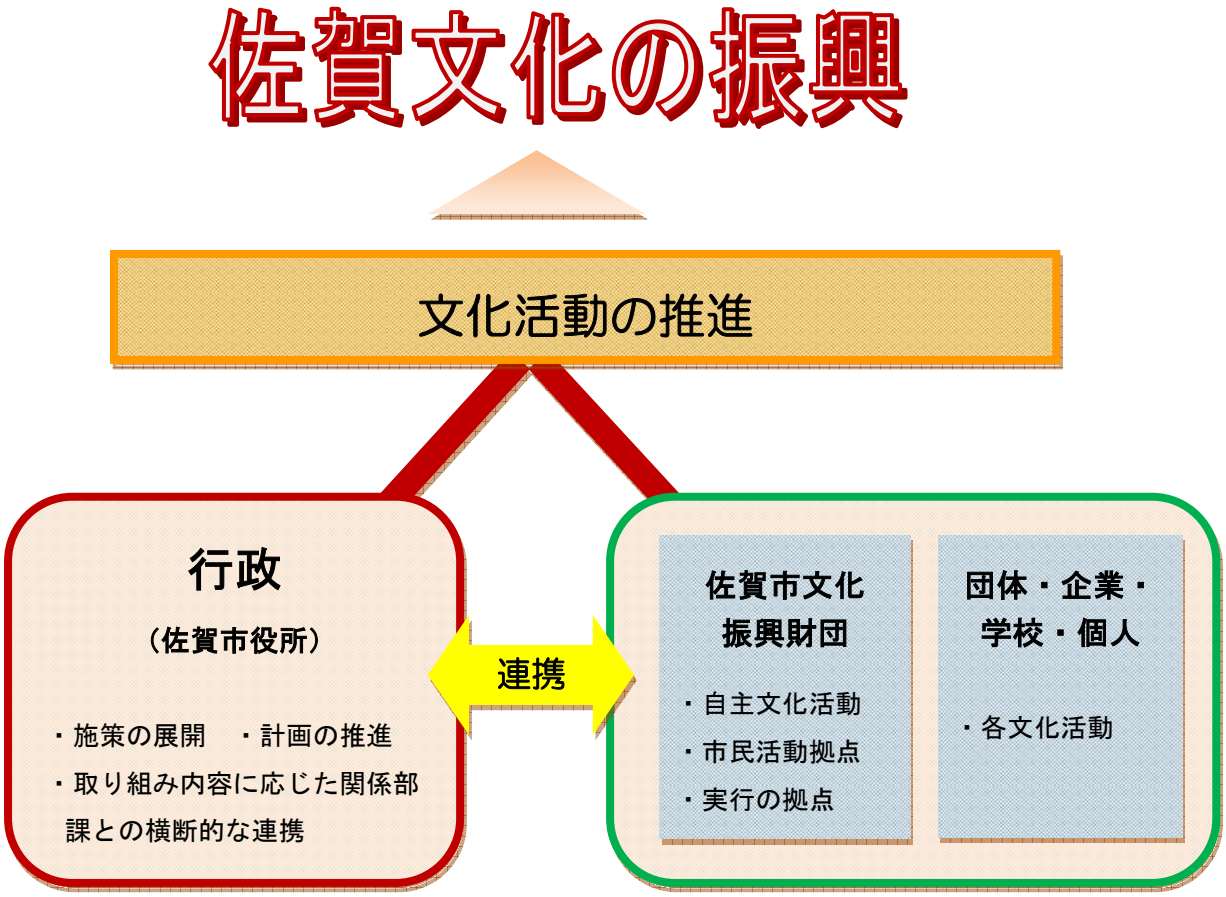

（２）佐賀市文化振興基本計画推進懇話会

各団体代表や有識者、市民などで構成する計画推進懇話会を年数回程度開催し、本計画の進捗状況の点検や、方向性のチェックを行います。

また、計画の見直しなどが必要になる場合においては、当懇話会に諮るものとします。

（３）計画の評価

計画（Plan）⇒実行（Do）⇒点検（Check）⇒見直し（Action）といった計画管理のためのPDCAサイクルを実行し、本計画の実現を図りながら、文化振興への効果を着実に上げ、佐賀文化の向上をめざします。このため、市民の視点も踏まえながら、行政が中心となって計画の進捗状況を把握するものとします。

また、定期的に市民の文化に対する意識や意見を聞くための調査などを行い、市民意識や文化芸術活動の現場で発生するさまざまな課題の把握に努めます。

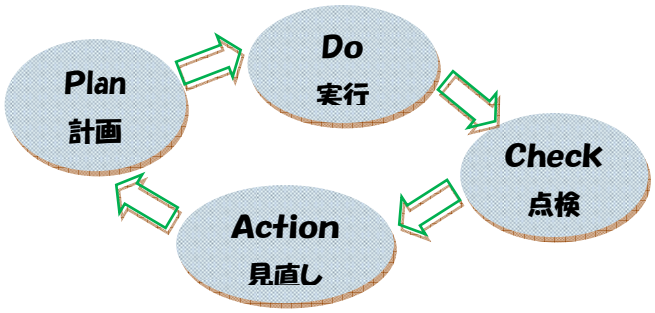

第２節　数値目標の設定

（１）市民の文化に対する意識の向上

成果指標	基準値	現　在	目標値	本計画 目標値
	平成30年度	令和元年度	令和6年度	令和7年度
市内で開催された歴史関連のイベントや活動に参加または自ら取り組んだ市民の割合	24.6%	14.9%	25.0%	25.0%
市内で開催された文化芸術関連のイベントや活動に参加または自ら取り組んだ市民の割合	41.5%	35.7%	50.0%	50.0%
市内の文化財は、適切に保存・活用されていると思う市民の割合	44.6%	47.8%	52.0%	52.0%
文化・芸術に触れる機会が充実していると思う市民の割合	46.3%	45.6%	50.0%	50.0%

（２）市民の文化的な行動に対する数値目標

成果指標	基準値	本計画目標値
	令和元年度	令和7年度
文化会館の入場者数	381,636人	400,000人
東与賀文化ホールの入場者数	56,468人	56,000人

資 料 編

１．佐賀市文化振興基本計画策定委員会　委員名簿･･･　66

２．佐賀市文化振興基本計画　策定の経過･･･････････　66

３．佐賀市所在主要指定文化財一覧･･･････････････　67

４．佐賀市文化会館の施設概要･･･････････････････　73

５．東与賀文化ホールの施設概要･･･････････････････　74

６．社会教育施設等一覧･･･････････････････････　75

７．文化芸術振興基本法･･･････････････････････　77

８．文化財保護の体系･･･････････････････････　81

（１） 佐賀市文化振興基本計画策定委員名簿

【任期：令和元年12月12日～令和3年3月31日】　　（敬称略）

	分野	氏名	所属等	委員会職務
1	考古学・歴史学	タカシマ　チュウヘイ 高島　忠平	公益財団法人佐賀県芸術文化協会　理事長	委員長
2	民俗学・歴史学	カネコ　シンジ 金子　信二	佐賀市文化財保護審議会　委員	副委員長
3	無形民俗文化財	ニシハラ　キヨスミ 西原　清純	白鬚神社の田楽保存会　会長	
4	文化振興	シラキ　ノリヨシ 白木　紀好	佐賀市文化連盟　会長	
5	マスコミ	クワハラ　ノボル 桑原　昇	佐賀新聞社　論説委員長	
6	文化振興	ミヤザキ　ヨウジ 宮﨑　陽治	公益財団法人佐賀市文化振興財団　次長	
7	障がい福祉	フクシマ　リュウサブロウ 福島　龍三郎	社会福祉法人はる　理事長	
8	公募	ヨシムラ　マサミ 吉村　麻沙美	アートスタジオ・チョークミント　代表	

（２） 佐賀市文化振興基本計画策定の経過

期日	内　　容
令和元年12月12日	第1回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
令和2年　1～3月	佐賀市の文化に関するアンケート調査実施
令和2年 5月15日	第2回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
令和2年11月12日	第3回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
令和2年11月2 日	第4回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
令和2年　月　日	教育委員会研修会に報告
令和2年　月　日	市議会　月定例会　文教福祉委員研究会に報告
令和2年12月　日 ～ 平成3年 1月　日	パブリックコメント実施 ◇意見募集期間： ◇意見募集告知：市報さが1月1日号、市ホームページ ◇資料閲覧場所：情報公開コーナー、文化振興課、各支所総務・地域振興グループ、市立公民館等、市立図書館、文化会館、市ホームページの「パブリックコメント」
令和3年　月　日	第６回佐賀市文化振興基本計画策定委員会開催
令和3年　月　日	定例教育委員会において計画最終案の議決
令和3年　月　日	パブリックコメント提出意見に対する市の考え方の公表

（３） 佐賀市所在主要指定文化財一覧

(1)国指定文化財 ［33件］ 令和2年4月30日現在

文化財の区分		番号	文 化 財 名 称	所 在 地	指定年月日
国宝	書跡	1	催馬楽譜	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	昭和27年11月22日
重要文化財	建造物	1	与賀神社楼門一棟	与賀町2番50号	昭和25年8月29日
	建造物	2	佐賀城鯱の門及び続櫓一棟	城内二丁目	昭和32年6月18日
	建造物	3	与賀神社三の鳥居及び石橋二基	与賀町2番50号	昭和45年6月17日
	工芸品	4	太刀一口銘康伝康光	与賀町2番50号	昭和25年8月29日
	考古資料	5	熊本山出土の舟形石棺とその一括遺物	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成元年6月12日
	古文書	6	深堀家文書三八六通	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	昭和56年7月2日
	古文書	7	松浦山代家文書	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	昭和56年7月2日
	書跡	8	紙本墨書東遊歌神楽歌	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	昭和9年1月30日
	彫刻	9	木造普賢延命菩薩騎象像一躯	久保泉町大字上和泉	昭和32年2月19日
	工芸品	10	銅鐘一口	大和町大字川上3881 健福寺	昭和25年8月29日
	工芸品	11	金銅製宝塔一基	大和町大字川上949-2 實相院	平成9年6月30日
	考古資料	12	瓦経(築山経塚出土)二二九枚	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成11年6月7日
	古文書	13	河上神社文書二四七通	佐賀県立図書館(寄託)	昭和55年6月6日
	彫刻	14	木造円鑑禅師座像一躯	大和町大字久池井3625-1 高城寺	昭和25年8月29日
	建造物	15	旧筑後川橋梁(筑後川昇開橋)	諸富町大字諸富津	平成15年5月30日
	建造物	16	吉村家住宅	富士町大字上無津呂字羽金	昭和49年2月5日
	建造物	17	山口家住宅	川副町大字大詫間930番地	昭和49年2月5日
	工芸品	18	色絵 山水竹鳥文輪花大皿　鍋島1枚 (附指定)色絵 山水竹鳥文輪花大皿 景徳鎮	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	平成25年6月19日
	工芸品	19	色絵椿文大皿鍋島　二枚	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	平成30年10月31日
重要有形民俗文化財		1	有明海漁撈具　293点	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和40年6月9日
重要無形民俗文化財		1	白鬚神社の田楽	久保泉町大字川久保	平成12年12月27日
		2	見島のカセドリ行事	蓮池町大字見島　熊野神社	平成15年2月20日
史跡		1	帯隈山神籠石	久保泉町大字川久保	昭和26年6月9日
		2	大隈重信旧宅	水ヶ江二丁目11番11号	昭和40年6月4日
		3	西隈古墳	金立町大字金立2936番地5	昭和50年6月26日
		4	銚子塚	金立町大字金立2355番地	昭和53年3月11日
		5	肥前国庁跡	大和町大字久池井2738-2	平成元年9月22日
		6	三重津海軍所跡	川副町大字早津江 諸富町大字為重	平成25年3月27日
		7	東名遺跡	金立町大字千布	平成28年10月3日
天然記念物		1	カササギ生息地	佐賀平野一帯	大正12年3月7日
		2	えひめあやめ自生南限地帯	久保泉町大字川久保	大正14年10月8日
		3	下合瀬の大カツラ	富士町大字下合瀬字樋口	昭和37年5月16日

(2)国登録文化財 ［5件］ 令和2年4月30日現在

文化財の区分		番号	文 化 財 名 称	所 在 地	登録年月日
登録有形文化財	建造物	1	徴古館	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	平成9年11月5日
	建造物	2	野中烏犀圓	材木一丁目82番	平成12年2月15日
	建造物	3	与賀神社本殿・弊殿・拝殿	佐賀市与賀町92番	平成25年6月21日
	建造物	4	旧百﨑家住宅主屋	佐賀市水ヶ江三丁目231	平成29年5月2日
	建造物	5	大隈重信記念館 一棟	佐賀市水ヶ江二丁目360-2	平成29年6月28日

(3)佐賀県指定文化財　［71件］

令和2年4月30日現在

文化財の区分		番号	文化財名称	所在地	指定年月日
重要文化財	絵画	1	紙本着色福満寺古図一幅	北川副町大字江上345番地	昭和51年2月25日
	絵画	2	釈迦・迦葉・阿難図　狩野探幽筆	本庄町大字本庄1112番地1	平成9年5月9日
	絵画	3	山水図襖谷文晁筆十二面	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成10年5月11日
	絵画	4	矢調べ岡田三郎助筆一面	城内一丁目15番23号 佐賀県立美術館	平成10年5月11日
	絵画	5	紙本著色龍造寺隆信像一幅	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成7年5月26日
	絵画	6	マンドリンを持つ少女 百武兼行筆 一面	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	平成9年5月9日
	建造物	7	本庄神社石造肥前鳥居一基	本庄町大字本庄1156番地	昭和39年5月23日
	建造物	8	高伝寺釈迦堂	本庄町大字本庄1112番地1	平成12年4月28日
	工芸品	9	短刀一口（肥前国住藤原忠広寛永八年八月日の銘あり）	松原二丁目10番	昭和42年4月22日
	工芸品	10	薙刀一口（銘　表　貞治元年十二月日、裏　備前長船政光）	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和51年2月25日
	工芸品	11	太刀　国行朱銘　１口	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和59年3月21日
	工芸品	12	太刀　来国光朱銘　１口	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和59年3月21日
	工芸品	13	刀　銘　肥前国住藤原忠広　寛永七年八月吉日　１口	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和48年4月23日
	工芸品	14	刀　長巻なおし　銘　正平十□肥州末貞	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和54年3月31日
	工芸品	15	色絵（流水文碗（台付）、瑠璃地桜花散らし文碗（台付））二組	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	平成13年2月28日
	歴史資料	16	蒸気車雛形　附貨車他　１台	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	平成17年3月30日
	歴史資料	17	蒸気船雛形　（外輪船）　１隻	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	平成17年3月30日
	歴史資料	18	蒸気船雛形（スクリュー船）　１隻	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	平成17年3月30日
	工芸品	19	青漆塗萌黄糸威二枚胴具足	松原二丁目5番23号 鍋島報效会	平成22年3月12日
	考古資料	20	関行丸古墳出土遺物	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和48年4月23日
	考古資料	21	花納丸古墳出土遺物　附花納丸古墳出土遺物の記録	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和56年3月16日
	考古資料	22	丸山遺跡一・二・六・七号墳石室四基及び出土遺物一括	（石室）金立町大字金立 （遺物）城内一丁目15番23号	昭和59年3月21日
	考古資料	23	丸山遺跡三号墳舟形石棺	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成3年3月30日
	考古資料	24	西原古墳出土石製表飾遺物一個	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成4年5月27日
	考古資料	25	鍋島本村南遺跡出土遺物一括　細形銅剣・細形銅戈鋳型・石製把頭飾　各一個	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成4年5月27日
	考古資料	26	増田遺跡甕棺墓出土多鈕細文鏡一面	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成13年2月28日
	古文書	27	泰長院文書一二巻一〇五通	与賀町精	昭和59年3月21日
	古文書	28	正法寺文書	城内二丁目1番41号 佐賀県立図書館	昭和61年3月19日
	古文書	29	深江家文書	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和62年3月16日
	彫刻	30	大日如来坐像一躯	久保泉町大字川久保4365番地	平成20年3月14日
	書跡	31	正法寺所蔵大般若経一括	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和49年2月25日
	書跡	32	紺紙金字法華経七巻	本庄町大字本庄1112番地1	平成8年5月29日
	書跡	33	紺紙金字法華経七帖	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	平成8年5月29日
	書跡	34	紺紙銀字法華経八帖	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	平成10年5月11日
	絵画	35	絹本着色普賢延命菩薩騎象像一幅	大和町大字川上949-2 實相院	昭和50年2月24日
	建造物	36	實相院仁王門一棟	大和町大字川上949-2 實相院	昭和55年3月21日
	建造物	37	與止日女神社西門一棟	大和町大字川上1番地1 與止日女神社	昭和61年3月19日
	工芸品	38	水上懸仏一面	佐賀県立博物館（寄託）	昭和28年11月3日
	工芸品	39	戒体箱（一合）及び説相箱（二口）・如意（一柄）	大和町大字川上949-2 實相院	昭和49年2月25日 （追加：平成9年5月9日）
	工芸品	40	小袖地ドレス　１着	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	平成31年4月26日

文化財の区分		番号	文 化 財 名 称	所 在 地	指定年月日
重要文化財	歴史資料	41	鍋島直正肖像写真　6枚	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	令和2年4月30日
	考古資料	42	銅戈一口	佐賀県立博物館(寄託)	昭和52年3月11日
	考古資料	43	西山田二本松遺跡2号住居跡出土銅釦一点	佐賀市城内一丁目 佐賀県	昭和62年3月16日
	考古資料	44	惣座遺跡出土遺物一括 (銀製指輪、銅剣銅矛の鋳型、ガラス製小玉)(附)	大和町大字尼寺1870 大和町	平成2年3月30日
	考古資料	45	本村籠遺跡出土遺物一括(多鈕細文鏡、 鉇、管玉、斧)　(附)甕棺二基	大和町大字尼寺1870 大和町	平成5年3月31日
	考古資料	46	一本木遺跡出土湖州鏡 (附)鑷子、土師器杯・土師器皿	大和町大字尼寺1870 大和町	平成10年5月11日
	古文書	47	高城寺文書百通	佐賀県立博物館(寄託)	昭和61年3月19日
	彫刻	48	無著妙融像一躯	大和町大字久池井3257 玉林寺	平成13年2月28日
	考古資料	49	十三塚遺跡出土鏡	佐賀県立博物館(寄託)	平成18年3月31日
	建造物	50	銅造明神鳥居 (寛永十七年二月十五日建)	諸富町大字大堂695番地 大堂神社	昭和46年6月23日
	考古資料	51	石塚一号墳出土遺物	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成8年5月29日
	彫刻	52	薬師如来立像	富士町大字中原　中原薬師堂	平成15年3月10日
	彫刻	53	木造阿弥陀如来坐像	県立博物館(寄託)	昭和53年3月20日
	建造物	54	香椎神社四脚門	久保田町大字徳万1550	大正12年3月7日
	考古資料	55	牟田寄遺跡出土銅印	大和町大字久池井2754 (肥前国庁跡資料館)	平成24年4月27日
	考古資料	56	牟田寄遺跡出土卜骨	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成24年4月27日
	考古資料	57	地蔵平遺跡出土石器47点	佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県教育委員会	平成25年4月30日
	考古資料	58	佐賀市上高木出土銅鉾	松原二丁目5番22号 鍋島報效会	昭和55年3月21日
重要無形文化財		1	名尾紙	大和町大字名尾	令和2年4月30日
重要有形民俗文化財		1	大堂神社奉納北前型弁財船模型	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	平成10年5月11日
		2	佐賀県内農耕生活用具　512点	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和52年3月11日
重要無形民俗文化財		1	三重の獅子舞	諸富町大字為重三重 新北神社	昭和39年5月23日
		2	市川の天衝舞浮立	富士町大字市川	昭和40年7月23日
史跡		1	関行丸古墳	久保泉町大字川久保4097番地	昭和47年3月29日
		2	佐賀城跡	城内	平成13年2月28日
		3	船塚	大和町大字久留間字東	昭和28年11月3日
		4	大願寺廃寺跡	大和町大字川上字大願寺	昭和33年1月23日
		5	小隈山古墳	大和町大字川上2691-1他	平成9年5月9日
天然記念物		1	佐嘉城阯の楠(群)	城内	昭和28年11月3日
		2	与賀神社の楠一株	与賀町2番50号	昭和40年7月23日
		3	新北神社のビャクシン一株	諸富町大字為重1080番地 新北神社	令和2年4月30日

(4)佐賀市指定文化財			[120件]		令和2年4月30日現在
文化財の区分		番号	文 化 財 名 称	所 在 地	指定年月日
重要文化財	絵画	1	絹本淡彩金立神社縁起図一幅	城内一丁目15番23号 佐賀県立博物館	昭和47年2月11日
	絵画	2	絹本着彩与賀神社縁起図一幅	与賀町2番50号	昭和53年3月1日
	絵画	3	（高伝寺所蔵）大涅槃像一幅	本庄町大字本庄1112番地1	昭和59年3月26日
	建造物	4	神野のお茶屋	神園四丁目1番地	昭和42年2月11日
	建造物	5	武家屋敷の門一棟	中ノ小路3番14号	昭和46年2月11日
	建造物	6	佐賀(龍造寺)八幡宮石造肥前鳥居一基	白山一丁目3番2号	昭和47年2月11日
	建造物	7	御位牌所一宇　附一、木造阿弥陀如来坐像一躯　二、御位牌二〇二霊分	本庄町大字本庄1112番地1	昭和49年2月11日
	建造物	8	鐘楼一棟	伊勢町6番22号	昭和50年2月11日
	建造物	9	勝宿神社本殿一棟	久保泉町大字川久保4199番地	昭和52年2月11日
	建造物	10	武家屋敷の門一棟	水ヶ江二丁目8番13号	昭和54年3月1日
	建造物	11	伊勢神社の石造肥前鳥居及び肥前狛犬像一対	伊勢町9番8号	昭和57年3月1日
	建造物	12	武家屋敷の門一棟	八幡小路4番10号	昭和58年3月1日
	建造物	13	旧古賀銀行及び旧古賀家二棟	柳町2番9号、同3番15号	平成7年3月22日
	建造物	14	旧牛島家一棟	柳町4番9号	平成7年10月23日
	建造物	15	旧福田家住宅一棟	松原四丁目3番15号	平成10年5月26日
	建造物	16	旧三省銀行（付属棟含む）一棟	柳町3番12号	平成11年5月25日
	建造物	17	旧佐賀城本丸御座間・堪忍所	城内二丁目18番１号	平成13年2月20日
	建造物	18	旧嬉野家の武家屋敷の門（薬医門一棟）	佐賀市松原二丁目29	平成27年6月15日
	工芸品	19	石造六地蔵一基	嘉瀬町大字荻野2514番1	昭和49年2月11日
	工芸品	20	本庄神社石燈籠一対	本庄町大字本庄1156番地	昭和50年2月11日
	工芸品	21	石造六地蔵二基	鍋島町大字森田2030番地	昭和50年2月11日
	工芸品	22	石造六地蔵六観音像一基	高木瀬町大字長瀬字坪の上	昭和52年2月11日
	考古資料	23	上和泉遺跡出土瓦塔	大和町大字久池井2754 （肥前国庁跡資料館）	平成16年3月23日
	古文書	24	長尾山年譜	北川副町大字江上345番地	昭和43年2月11日
	古文書	25	末代念仏授手印	伊勢町14番5号	昭和45年2月11日
	古文書	26	有田家文書九〇通	城内二丁目1番41号 佐賀県立図書館	昭和49年2月11日
	古文書	27	上林家文書一〇五六通	呉服元町5番18号	昭和59年3月26日
	書跡	28	大興寺所蔵大般若経一括	神野東三丁目10番3号	昭和57年3月1日
	書跡	29	島義勇の旅日記一巻	本庄町大字本庄8番地	昭和47年2月11日
	書跡	30	副島種臣の書二幅	呉服元町6番5号	平成5年3月31日
	彫刻	31	石造十六羅漢像並びに石造釈迦三尊像付石造駒形標柱一九躯　付一一基	木原一丁目12番10号	昭和48年2月11日
	彫刻	32	木造鍋島忠直坐像一躯	本庄町大字本庄1112番地1	昭和48年2月11日
	彫刻	33	石造十一面観世音菩薩立像一躯	久保泉町大字川久保	昭和49年2月11日
	彫刻	34	銅造地蔵菩薩立像一躯	多布施二丁目2番30号	昭和49年2月11日
	美術工芸	35	木彫毘沙門天立像	西田代一丁目4番6号 本行寺	昭和43年2月11日
	美術工芸	36	鬼丸聖堂の聖像三体と天縦殿の額	松原二丁目5番22号	昭和45年2月11日
	美術工芸	37	不動明王立像一躯	大財二丁目4番5号	昭和46年2月11日
	歴史資料	38	多久安輝の墓誌	八戸一丁目6番35号	昭和62年3月25日
	歴史資料	39	木造了意和尚像	本庄町大字本庄799番地	平成5年3月31日
	歴史資料	40	木原隆忠の墓誌	伊勢町14番5号	平成5年3月31日

文化財の区分		番号	文 化 財 名 称	所　在　地	指定年月日
重要文化財	歴史資料	41	赤松小学校の校務日誌（一括）	中の館町1番39号 赤松小学校	平成7年10月23日
	歴史資料	42	石長寺中興記碑	佐賀市与賀町257番地1	平成31年1月7日
	歴史資料	43	江里天満宮石造多宝塔	鍋島町大字森田2273番地 江里天満宮	平成31年1月7日
	絵画	44	實相院絵画二幅	大和町大字川上949-2 實相院	平成9年5月23日
	建造物	45	與止日女神社三ノ鳥居一基	大和町大字川上１	昭和58年10月17日
	建造物	46	久留間六地蔵一基	大和町大字久留間1224	昭和62年7月25日
	工芸品	47	（四天社）石造四天王像立像四躯、石造宝篋印塔一基・石塔残欠一個	大和町大字池上1501	平成9年5月23日
	考古資料	48	佐熊遺跡出土一括（鐸形土製品一個）	大和町大字尼寺1870	昭和62年7月25日
	考古資料	49	本村籠遺跡310号土壙墓出土遺物一括（青磁椀二個、土師器小皿四個、刀子一口）	大和町大字尼寺1870	平成2年5月30日
	考古資料	50	大願寺二本松遺跡出土一括 （八花鏡一面、青銅製鈹尾）	大和町大字川上	平成3年5月29日
	考古資料	51	尼寺一本松遺跡甕棺墓出土遺物（一括）	本庄町本庄1121番地 佐賀市文化財資料館	平成29年3月13日
	彫刻	52	木造金剛力士像（仁王像）二躯	大和町大字川上949-2 實相院	平成6年2月27日
	彫刻	53	春日山高城寺仏像五躯	大和町大字久池井3625-1 高城禅寺	平成8年3月5日
	彫刻	54	實相院彫刻十二躯	大和町大字川上949-2 實相院	平成9年5月23日
	彫刻	55	神變社仏像一躯	大和町大字久留間3420-1 神變社	平成9年5月23日
	彫刻	56	木造湛然梁重座像一躯	大和町大字松瀬2142番地 通天寺	平成13年9月11日
	絵画	57	涅槃図一幅	諸富町大字徳富1936番地 東光寺	昭和57年4月1日
	建造物	58	肥前鳥居	諸富町大字為重1073番地 新北神社	昭和54年6月30日
	建造物	59	肥前鳥居一基	諸富町大字徳富1201番地 若宮神社	昭和54年6月30日
	工芸品	60	太田神社肥前狛犬一対	諸富町大字大堂1663番地 太田神社	昭和57年4月1日
	工芸品	61	大黒天坐像	諸富町大字大堂1363番地 宝光院	昭和57年4月1日
	工芸品	62	道祖神「なんじゃもんじゃさん」（一対）	諸富町大字為重1586番地ロ 安龍寺	昭和57年4月1日
	工芸品	63	銅造弁財天坐像	諸富町大字為重1586番地ロ 安龍寺	昭和57年4月1日
	工芸品	64	一石五輪塔	諸富町大字為重873番地 多聞院	昭和57年4月1日
	工芸品	65	六地蔵２基（一対）	諸富町大字為重873番地 多聞院	昭和57年4月1日
	工芸品	66	天女絵柄半鐘一口	諸富町大字徳富1936番地 東光寺	昭和57年4月1日
	彫刻	67	一木七仏薬師如来立像一躯	諸富町大字徳富1936番地 東光寺	昭和57年4月1日
	彫刻	68	木造阿弥陀如来立像	諸富町大字寺井津436番地 光専寺	昭和57年4月1日
	彫刻	69	木造不動明王坐像	諸富町大字大堂1363番地 宝光院	昭和57年4月1日
	彫刻	70	木造阿弥陀如来坐像	諸富町大字大堂1141番地 土師公民館	昭和57年4月1日
	建造物	71	神代勝利公の墓一基（石造宝篋印塔）	富士町大字関屋 宗源院墓地	平成10年5月27日
	彫刻	72	大串社（櫛田神社）の肥前狛犬一対	富士町大字大串三本松 大串社	平成10年11月26日
	石造物	73	香椎神社肥前鳥居一基	久保田町大字徳万1550番地	平成14年1月21日
重要無形文化財		1	ガラス工芸技術（宙吹き等）	道祖元町106番地	平成5年3月31日
重要無形民俗文化財		1	小松の浮立	蓮池町大字小松	昭和42年2月11日
		2	浮立玄蕃一流	神野西二丁目2番	昭和43年2月11日
		3	高木八幡ねじり浮立	高木瀬東二丁目12番8号 高木八幡宮	平成20年11月12日
		4	太田の浮立	諸富町大字大堂1663番地の1	昭和63年3月1日
		5	海童神社奉納浮立	川副町大字犬井道	昭和56年12月15日
		6	松枝神社奉納浮立	川副町大字大詫間	昭和56年12月15日

文化財の区分	番号	文 化 財 名 称	所　在　地	指定年月日
重要無形民俗文化財	7	東与賀銭太鼓	東与賀町大字田中	平成19年9月26日
	8	快万浮立	久保田町快万	平成19年9月27日
重要有形民俗文化財	1	掘江神社神像群	城内一丁目15番23号佐賀県立博物館（19.8.27）	昭和42年2月11日
	2	石造えびす坐像一躯	北川副町大字光法字角町	昭和44年2月11日
	3	木彫彩色婦人坐像（観世音胎内仏一躯）	久保泉町大字川久保	昭和44年2月11日
	4	旧城下町の道標（１基）	長瀬町5番54号地先	昭和46年2月11日
	5	木造河童像一躯	蓮池町大字蓮池386番地1	昭和52年2月11日
	6	虫供養塔一基	嘉瀬町大字扇町	昭和55年3月1日
	7	石造恵比須半跏像一躯	西与賀町大字相応相応下	平成7年10月23日
	8	有蓋類形板碑（鳥獣供養塔）	三瀬村杉神社	昭和49年8月22日
	9	六尊六地蔵塔	三瀬村詰瀬	昭和49年8月22日
	10	鳥類供養塔	川副町大字福富（米納津）	昭和63年5月14日
史　　跡	1	築地反射炉跡	長瀬町9番 日新小学校校庭	昭和42年2月11日
	2	葉隠発祥の地	金立町大字金立字黒土原	昭和42年2月11日
	3	鍋島直茂誕生地	本庄町大字本庄836番地2	昭和42年2月11日
	4	高伝寺墓所	本庄町大字本庄1112番地1	昭和42年2月11日
	5	龍造寺隆信誕生地	中の館町7番	昭和43年2月11日
	6	万部塔と六地蔵	水ヶ江一丁目7番9号（万部島）	昭和43年2月11日
	7	金立神社上宮	金立町大字金立	昭和48年2月11日
	8	初代肥前国忠吉の墓地	伊勢町6番22号　真覚寺	昭和48年2月11日
	9	鍋島家発祥の地　御館の森	鍋島町大字鍋島	昭和56年3月1日
	10	高麗人の墓碑・逆修碑	金立町大字金立3101番地	昭和60年12月12日
	11	乱斗山古墳群	金立町大字金立字六本黒木1544番地353内	平成5年3月31日
	12	導善寺前方後円墳	大和町大字池上1339-1他	昭和58年10月17日
	13	華蔵庵跡	大和町大字松瀬2988番地3	昭和62年7月25日
	14	肥前国分寺跡	大和町大字尼寺958　宗龍寺	平成2年5月30日
	15	大野代官所	富士町大字大野字一本松	平成14年6月24日
	16	燈堂	川副町大字犬井道4357番地6	昭和60年2月25日
	17	此荷大明神	川副町大字小々森254番地	昭和60年2月25日
天然記念物	1	国相寺の楠一株	愛敬町4番54号	昭和44年2月11日
	2	牛島神社の楠一株	東佐賀町15番30号	昭和53年3月1日
	3	大小野の石楠花一株	金立町大字金立字大小野	昭和54年3月1日
	4	高伝寺の梅一株	本庄町大字本庄1112番地1	昭和55年3月1日
	5	日枝神社の楠一株	木原一丁目8番35号	昭和58年3月1日
	6	浄円寺のイチョウ一株	金立町大字千布2336番地	平成7年3月22日
	7	楠木№１	諸富町大字為重1073番地 新北神社	昭和54年6月30日
	8	楠木№２	諸富町大字為重1073番地 新北神社	昭和54年6月30日
	9	えの木№１	個人宅	昭和54年6月30日
	10	大堂神社楠№１	諸富町大字大堂　大堂神社	昭和54年6月30日
	11	大堂神社楠№２	諸富町大字大堂　大堂神社	昭和54年6月30日

（4）佐賀市文化会館の施設概要

建物概要	所在地	佐賀市日の出一丁目21番10号
	敷地面積	３４，００８．５７㎡
	建築面積	９，７０２㎡
	構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、 一部鉄骨造　地上4階、地下1階
	工期	昭和62年8月～平成元年7月
	総事業費	７６億４，０００万円
	開館	平成元年10月1日
大ホール	主な用途	音楽を主とした多目的ホール
	収容人員	１，８１１席（固定席１，８０６席、車椅子席５席）
	舞台	間口20m、高さ10m、奥行18m
	設備	オーケストラピット、小迫り、音響反射板、残響可変装置、 楽屋5室、幼児室、グランドピアノ2台
中ホール	主な用途	演劇を主とした多目的ホール
	収容人員	８１４席（固定席８０８席、車椅子席６席）
	舞台	間口16m、高さ8m、奥行18m
	設備	大迫り、小迫り、音響反射板、楽屋4室、幼児室、 グランドピアノ2台、映写機
イベントホール	主な用途	調光、音調設備を有する多目的な平土間ホール
	収容人員	立席５００人、椅子のみ４００人、机・椅子３００人
	面積	４９２㎡
リハーサル室	２０４㎡	
練習室	第1練習室	１３５㎡
	第2練習室	９７㎡
	第3練習室	６３㎡
大会議室	２０５㎡	収容人員：１３０人
小会議室	５６㎡	収容人員：２０人
特別会議室	５６㎡	収容人員：２０人
和室	３０畳	
駐車場	普通車　５００台（身体障がい者用７台含む）	
喫茶・レストラン	８０席	

（５）東与賀文化ホールの施設概要

建　物　概　要	所 在 地	佐賀市東与賀町大字下古賀1228番地３
	敷地面積	４，０９２．６４㎡
	建築面積	２，８６９．７４㎡
	構　　造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造　　地上２階
	工　　期	平成7年5月～平成８年３月
	総事業費	１３億７，８００万円
	開　　館	平成8年5月
文 化 ホ ー ル	収容人員	５００席（車椅子席２　　母子席４）
	舞台	間口12m、高さ6m、奥行11.5m
	設備	音響反射板、グランドピアノ１台、~~16ミリ映写機1台、スライド映写機1台~~　映写機１台
	楽屋	２室（和室）
そ　の　他	ホワイエ、ミーティング室	
駐　車　場	平日１０１台、土日祝日１５７台 身障者用１１台、図書館専用９台　※東与賀支所と供用 ~~一般２０８台（身体障がい者用５台含む）※東与賀支所と共用~~	

（６） 社会教育施設等

平成28年5月1日現在

差替え予定

赤松公民館		787.39㎡	洋室	140.00㎡			和室(20畳)	53.40㎡	193.40㎡	35.00㎡	49.00㎡	509.99㎡
神野公民館		751.26㎡	洋室	134.43㎡	洋室	45.36㎡	和室(18畳)	40.16㎡	219.95㎡	31.25㎡	57.02㎡	443.04㎡
西与賀公民館		639.84㎡	洋室	124.86㎡	和室(17.5畳)	33.66㎡	洋室	40.01㎡	198.53㎡	70.13㎡	51.66㎡	319.52㎡
嘉瀬公民館		877.73㎡	洋室	130.80㎡	和室(21畳)	36.30㎡	洋室	38.90㎡	206.00㎡	53.00㎡	57.90㎡	560.83㎡
巨勢公民館		680.67㎡	洋室	132.50㎡	和室(20畳)	38.92㎡	洋室	34.78㎡	206.20㎡	69.56㎡	57.17㎡	347.74㎡
兵庫公民館	本館	509.59㎡	洋室	135.00㎡			和室(16畳)	41.00㎡	本 176.00㎡	30.00㎡	48.00㎡	255.59㎡
	別館	146.68㎡	洋室	126.50㎡					別 126.50㎡			20.18㎡
	計	656.27㎡							計 302.50㎡	30.00㎡	48.00㎡	275.77㎡
高木瀬公民館		706.44㎡	洋室	180.00㎡	和室(32畳)	63.72㎡	洋室	29.70㎡	273.42㎡	71.82㎡	56.00㎡	305.20㎡
北川副公民館		589.21㎡	洋室	180.40㎡	和室(30畳)	63.81㎡	洋室	23.04㎡	267.25㎡	28.80㎡	51.84㎡	241.32㎡
本庄公民館		772.40㎡	洋室	140.28㎡	和室(20畳)	44.20㎡	洋室	34.99㎡	219.47㎡	70.00㎡	47.99㎡	434.94㎡
鍋島公民館		704.50㎡	洋室	171.00㎡	和室(20畳)	48.00㎡	洋室	28.00㎡	247.00㎡	70.00㎡	49.00㎡	338.50㎡
金立公民館		622.54㎡	洋室	140.00㎡	和室(24畳)	38.16㎡	洋室	27.90㎡	206.06㎡	70.00㎡	52.00㎡	294.48㎡
久保泉公民館		634.44㎡	洋室	149.31㎡			和室(18畳)	38.91㎡	188.22㎡	24.30㎡	51.03㎡	370.89㎡
蓮池公民館		608.72㎡	洋室	145.80㎡			和室(15畳)	34.02㎡	179.82㎡	29.16㎡	51.03㎡	348.71㎡
新栄公民館		779.14㎡	洋室	144.28㎡	洋室	40.58㎡	和室(12畳)	26.50㎡	211.36㎡	28.98㎡	52.17㎡	486.63㎡
若楠公民館		578.41㎡	洋室	267.84㎡			和室(18畳)	39.69㎡	307.53㎡	24.30㎡	51.03㎡	195.55㎡
開成公民館		607.39㎡	洋室	131.60㎡	和室(20畳)	48.36㎡	洋室	29.25㎡	209.21㎡	70.40㎡	48.00㎡	279.78㎡
諸富町公民館		2,203.97㎡	洋室	515.06㎡	視聴覚室	132.10㎡	洋室	35.69㎡	843.24㎡	359.37㎡		1,001.36㎡
					和室(21畳)	49.65㎡	洋室	32.16㎡				
					和室(21畳)	49.65㎡	洋室	28.93㎡				
春日公民館		3,227.23㎡	洋室	208.00㎡	和室(39畳)	73.00㎡	洋室	34.00㎡	315.00㎡	1,947.00㎡	64.58㎡	900.65
春日北公民館		731.88㎡	洋室	122.43㎡	和室(20畳)	38.92㎡	洋室	46.37㎡	207.72㎡	54.65㎡	53.83㎡	415.68
川上公民館		359.19㎡	洋室	132.50㎡			洋室	30.74㎡	163.24㎡		49.27㎡	146.68
富士公民館		2,216.35㎡	洋室	378.00㎡	洋室	57.84㎡	和室(15畳)	31.14㎡	588.72㎡	406.08㎡	72.00㎡	1149.55
					洋室	55.20㎡						
					和室(27畳)	66.54㎡						
三瀬公民館		541.58㎡	洋室	132.50㎡	洋室	28.98㎡	洋室	23.19㎡	184.67㎡	69.56㎡	52.17㎡	235.18㎡
南川副公民館		825.34㎡	大集会室	242.23㎡	会議室	72.88㎡	和室	24.85㎡	339.96㎡	69.57㎡	52.18㎡	363.63㎡
西川副公民館		571.60㎡		227.50㎡	和室	82.92㎡	研修室1	16.09㎡	386.81㎡			184.79㎡
					集会室	45.90㎡	研修室2	14.40㎡				
中川副公民館		654.89㎡	大研修室	169.80㎡	和室	66.00㎡	研修室	18.00㎡	289.80㎡		71.79㎡	293.30㎡
							会議室	36.00㎡				
大詫間公民館		367.00㎡		135.00㎡	和室	42.00㎡	研修室	40.00㎡	217.00㎡			150.00㎡
東与賀公民館		400.97㎡	和室(55畳) 柔道場	108.50㎡	洋室	144.00㎡			325.00㎡			75.97㎡
					和室(28畳)	72.50㎡						

【2】生涯学習施設等

施設名	延床面積	会議室・研修室		実習室		和室・談話室		図書館（室）	サークル室	視聴覚室 天体ドーム	多目的ホール	その他
		形態	面積	形態	面積	形態	面積					
星空学習館	828.82㎡	星空学習室 星空資料室	61.76㎡ 48.80㎡	創作室	48.80㎡	親子談話室	37.09㎡	19.00㎡		16.61㎡	235.92㎡	360.84㎡
東与賀農村環境改善センター	1,436.01㎡	洋室 和室(44畳) 洋室 洋室 洋室 和室(12.5畳)	216.00㎡ 108.00㎡ 144.00㎡ 54.00㎡ 36.00㎡ 30.00㎡	調理室	109.60㎡			24.00㎡				714.41㎡
久保田農村環境改善センター	1,439.50㎡	洋室 洋室	35.40㎡ 35.40㎡	調理室	75.40㎡	和室(10畳)	17.20㎡			111.20㎡	624.50㎡	540.40㎡
佐野常民記念館	2,204.44㎡	多目的室 洋室 洋室	153.91㎡ 37.91㎡ 19.10㎡			1Fスタッフルーム	66.98㎡	233.83㎡ 1Fコミュニティ広場を含む	147.59㎡ 3F展望室		268.47㎡ 2F映像ルーム展示室含む	1,276.65㎡

【3】コミュニティセンター

施設名	延床面積	会議室・研修室		実習室		談話室		器 械準備室	収納庫	天体観測ドーム	多目的ホール	ホールその他
		形態	面積	形態	面積	形態	面積					
富士南部コミュニティセンター	491.40㎡	和室(24.5畳)	50.54㎡	調理研修室	62.00㎡				16.48㎡		242.00㎡	120.38㎡
富士北部コミュニティセンター	574.48㎡	和室(24.5畳) 和室(12.5畳) 洋室	48.73㎡ 27.84㎡ 49.93㎡	調理研修室	62.00㎡				40.51㎡		217.42㎡	128.05㎡

【4】その他施設（青少年センター）

施設名	延床面積	研修室		実習室		和室・談話室		体育館	ホール	音楽視聴覚室	相談室等	通路等
		形態	面積	形態	面積	形態	面積					
青少年センター	2,112.81㎡	3室（合計）	176.00㎡	調理室	87.50㎡	和室	44.60㎡	600.00㎡	75.70㎡	95.00㎡	228.70㎡	767.81㎡
						談話室	37.50㎡					

（金立教育キャンプ場）

施設名	施設・設備				
	研修棟	調理棟	便所棟	炊事場	その他
金立教育キャンプ場	64.80㎡	30.00㎡	32.51㎡	27.00㎡	テントサイト30箇所（120人分）

（体育館）

施設名	アリーナ	施設名	アリーナ	施設名	アリーナ
佐賀勤労者体育センター	1,085.00㎡(35m*31m)	市立体育館	1,221.00㎡(33m*37m)	スポーツパーク川副体育センター	1,176.00㎡(42m*28m)
大和勤労者体育センター	1,050.00㎡(30m*35m)	諸富文化体育館	1,428.00㎡(42m*34m)		

（７）文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）

前文
第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本方針（第七条）
第三章　文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条―第三十五条）
附則

　文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

２　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

３　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

４　文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

５　文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

６　文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

７　文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
８　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
（国の責務）
第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
（地方公共団体の責務）
第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（国民の関心及び理解）
第五条　国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。
（法制上の措置等）
第六条　政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本方針
第七条　政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
２　基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
３　文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
４　文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章　文化芸術の振興に関する基本的施策
（芸術の振興）
第八条　国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。
（メディア芸術の振興）
第九条　国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（伝統芸能の継承及び発展）
第十条　国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（芸能の振興）
第十一条　国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）
第十二条　国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（文化財等の保存及び活用）
第十三条　国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十四条　国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（国際交流等の推進）
第十五条　国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。
２　国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。
（芸術家等の養成及び確保）
第十六条　国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。
（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）
第十七条　国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
（国語についての理解）
第十八条　国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。
（日本語教育の充実）
第十九条　国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。
（著作権等の保護及び利用）
第二十条　国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。
（国民の鑑賞等の機会の充実）
第二十一条　国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）
第二十二条　国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
（青少年の文化芸術活動の充実）
第二十三条　国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（学校教育における文化芸術活動の充実）
第二十四条　国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（劇場、音楽堂等の充実）
第二十五条　国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）
第二十六条　国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（地域における文化芸術活動の場の充実）
第二十七条　国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。
（公共の建物等の建築に当たっての配慮）
第二十八条　国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。
（情報通信技術の活用の推進）
第二十九条　国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）
第三十条　国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
（民間の支援活動の活性化等）
第三十一条　国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
（関係機関等の連携等）
第三十二条　国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。
２　国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。
（顕彰）
第三十三条　国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。
（政策形成への民意の反映等）
第三十四条　国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。
（地方公共団体の施策）
第三十五条　地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。
附　則　抄
（施行期日）
１　この法律は、公布の日から施行する。
（文部科学省設置法の一部改正）
2　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。
第二十九条第一項第五号中「著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」を「文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条第三項，著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」に改める。第二十九条第一項第五号中「著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」を「文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条第三項，著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」に改める。

（8） 文化財保護の体系

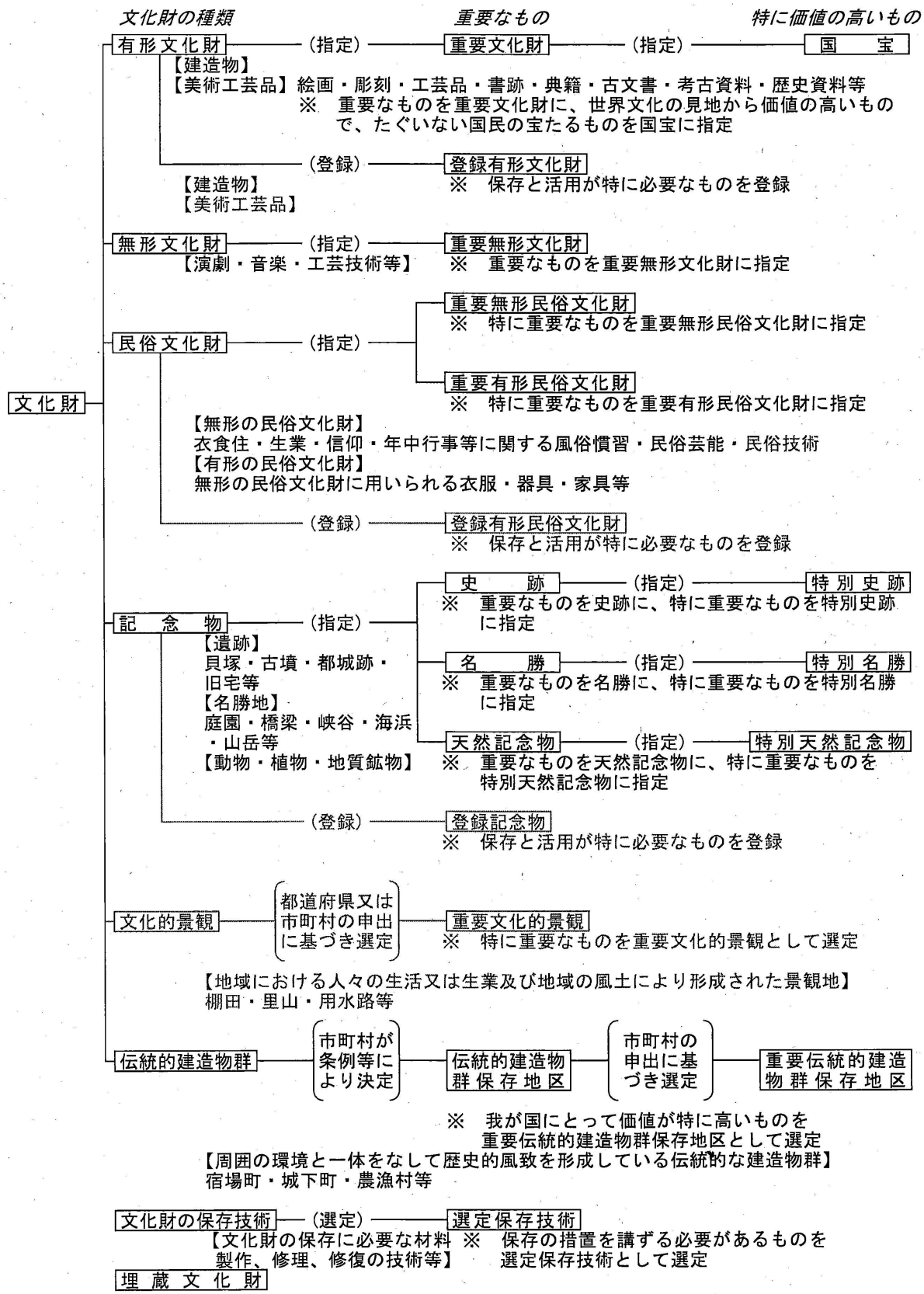
文化財の種類
重要なもの
特に価値の高いもの
文化財
有形文化財
（指定）
重要文化財
（指定）
国　宝
【建造物】
【美術工芸品】絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料等
※　重要なものを重要文化財に、世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定
（登録）
登録有形文化財
※　保存と活用が特に必要なものを登録
【建造物】
【美術工芸品】
無形文化財
（指定）
重要無形文化財
※　重要なものを重要無形文化財に指定
【演劇・音楽・工芸技術等】
民俗文化財
（指定）
重要無形民俗文化財
※　特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定
重要有形民俗文化財
※　特に重要なものを重要有形民俗文化財に指定
【無形の民俗文化財】
衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術
【有形の民俗文化財】
無形の民俗文化財に用いられる衣服・器具・家具等
（登録）
登録有形民俗文化財
※　保存と活用が特に必要なものを登録
記　念　物
（指定）
史　跡
（指定）
特別史跡
※　重要なものを史跡に、特に重要なものを特別史跡に指定
名　勝
（指定）
特別名勝
※　重要なものを名勝に、特に重要なものを特別名勝に指定
天然記念物
（指定）
特別天然記念物
※　重要なものを天然記念物に、特に重要なものを特別天然記念物に指定
【遺跡】
貝塚・古墳・都城跡・旧宅等
【名勝地】
庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳等
【動物・植物・地質鉱物】
（登録）
登録記念物
※　保存と活用が特に必要なものを登録
文化的景観
都道府県又は市町村の申出に基づき選定
重要文化的景観
※　特に重要なものを重要文化的景観として選定
【地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地】
棚田・里山・用水路等
伝統的建造物群
市町村が条例等により決定
伝統的建造物群保存地区
市町村の申出に基づき選定
重要伝統的建造物群保存地区
※　我が国にとって価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定
【周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群】
宿場町・城下町・農漁村等
文化財の保存技術
（選定）
選定保存技術
【文化財の保存に必要な材料製作、修理、修復の技術等】
※　保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定
埋蔵文化財

基本方針	基本目標	事業方針	主な取組	内容	R1までの具体的な事業・成果	問題点	今後の課題	関連する重点事業
文化を「創る」、「伝える」、「支える」人づくり	1．文化を通じた人づくり	子どもの豊かな感性の育成	子どもの文化芸術鑑賞の推進	子どもたちの感性を育むため、質の高い文化芸術を鑑賞できる機会を提供します。	・佐賀市民芸術祭 【学校教育課】 ・こころの劇場（学校教育課）	市中心部の学校は、美術館や博物館に直接出向いて鑑賞することが可能だが、周辺部は移動手段の確保等の問題がある	子どもたちを対象としたプログラムの充実 オンライン学習（見学）等の検討	（1）
			学校における郷土学習の取組への支援	子どもたちが、佐賀の歴史や伝統文化を学び郷土に誇りや愛着を持~~つ~~てるよう、「総合的な学習の時間」などを利用した出前授業や講座を実施します。	・東名遺跡出前事業 ・三重津海軍所跡発掘調査体験 【学校教育課】 ・ふるさと学習	出前事業のメニューが東名遺跡など特定の遺跡に限定されている。	学校のニーズの把握 出前事業の内容の多様化の検討 出前事業以外での総合的な学習時間の活用方法の検討	（1）
			学校における文化芸術の取組への支援	子どもたちが文化芸術活動のすばらしさを~~訴え~~感じ、文化芸術への関心を高め~~るため~~られるように、文化芸術活動団体や芸術家などと連携して、ワークショップなどを取り入れた学校へのアウトリーチ活動を実施し、創造体験の機会を提供します	・アウトリーチ、ワークショップ ・芸術家派遣事業、巡回公演等（文化庁）	現行のやり方を継続する		（1）
			教育関係者が多様な文化芸術や歴史を学ぶ機会の提供	子どもたちがより多くの文化芸術や歴史に触れられるよう、まずは教育関係者が~~多様な文化やに~~親しみ、理解を深める機会を提供します。	【学校教育課】 ・周南市若人の会教師力総合研修会 ・佐賀市小学校社会科部会夏季研修会	機会の提供の不足 多様な素材（網羅的）の提供	教育関係者のニーズの把握 成果については依頼されたものに限るため、研修会等、教育関係者との連携が必要	
		文化振興の担い手の育成	文化芸術活動や講座~~、地域の伝統行事~~伝統芸能などへの参加促進	文化の担い手の裾野を広げていくために、文化芸術活動や講座、~~佐賀市民芸術祭~~伝統芸能などへの参加を促進します。 また、子どもや若者たちを含め多くの人たちが地域の祭りや伝統~~行事~~文化に積極的に参加できるよう、日頃から地域の人との交流を促し、文化活動に取り組むきっかけをつくります。	・佐賀市民芸術祭 ・指定無形民俗文化財継承支援補助金 ・指定無形民俗文化財の映像記録 ・学校のクラブ活動（茶、華、書）	子どもや若者たちを含めて、地域の人が地域の祭り等の認識・理解が不足している場合もある。	文化活動に触れるきっかけづくりの方法を検討 指定無形民俗文化財の各保存会が中心となって行う広報活動や地域での講演会等の支援	（1）
			文化の~~後継者~~担い手の育成につながる支援	伝統芸能や生活文化、また、地域固有の伝統文化や文化財といったさまざまな文化を将来に伝えていくため、~~後継者~~担い手の育成につながる支援を行います。	・指定無形民俗文化財継承支援補助金 ・映像記録作成 ・無形民俗文化財代表者会議 ・無形民俗文化財シンポジウム、パネル展 ・佐賀市文化連盟	未指定の伝統芸能等の継承の課題	後継者支援の方法の検討	（2）
		文化に親しむ機会の提供	佐賀市文化振興財団や各文化施設の自主企画による催しの充実	幅広い文化に触れることができるよう、さまざまな分野の鑑賞や体験の機会を提供します。	・自主文化事業 ・山口亮一旧宅		ニーズを把握し、様々な分野の機会の提供を図る	
			子どもや若者、高齢者幅広い世代への文化芸術に親しむ機会と場の提供	~~佐賀市民芸術祭などのイベントで市民のニーズにあった企画を実施し~~、幅広い世代に向けて、また障がいの有無や国籍に関わらず、さまざまな分野の鑑賞や体験の機会を提供します。 小学校や公民館などを利用し、親子や家族で、また、子どもや若者が地域の大人たちとさまざまな体験ができるよう、環境づくりを促進します。	・佐賀市民芸術祭 ・アウトリーチ ・佐賀市文化連盟	文化連盟の活動は高齢者が中心となっている。 鑑賞の機会の質と量の設定ができていない	環境づくりの促進ために必要なことの検討	（1）
			~~佐賀市の文化人材登録制度の活用と充実~~	~~市民が文化芸術に親しめる環境づくりを進めるため、市内で文化芸術活動を行う団体及び個人の情報を集積し、市民に人材の情報の公開及び周知を図ります。~~	市独自の制度ではなく、文化振興財団と協同で事業実施をしている。	情報の周知・運用・活用方法を協議し、継続して実施する。	基本目標2に移行し統合する。	
			さまざまなメディアを用いた文化の提供	広報誌やSNS等を市民のニーズに合わせたメディアを活用し、機会の提供のための情報発信を行います。	・広報誌、SNS			
		国際交流~~による異文化交流の推進~~と多文化理解の推進	姉妹都市・友好都市との交流の充実	各姉妹都市・友好都市との中学生や高校生の相互派遣を行います。	【国際課】 ・中高生教育交流訪問団受入 ・姉妹都市教育交流訪問団派遣		関係課と協議を行い、実施を検討する 【国際課】 ・世界情勢に応じて、相互派遣が延期/中止の可能性あり	
			学校教育での~~異文化理解の促進~~多文化理解の推進	外国語教育や外国からの修学旅行生との交流を通して、多文化に触れる機会や学習の機会を提供します。	【国際課】 ・国際交流員による国際理解講座		関係課と協議を行い、実施を検討する	
			多様な文化に触れる機会の提供	海外諸地域の歴史や生活、習慣などを学習する講座を開設し、多様な文化に触れる機会を提供します。	【国際課】 ・料理交流会（ベトナム）	講師の担い手の調査	関係課と協議を行い、実施を検討する 【国際課】 ・国際交流員・市奨学生の活用	
			佐賀の文化に触れる機会の提供	外国の方に向けて、佐賀の文化などを紹介する講座を開設し、文化に触れる機会を提供します。			関係課と協議を行い、実現可能性を含めた検討を行う。	

基本方針	基本目標	事業方針	主な取組	内容	R1までの具体的な事業・成果	問題点	今後の課題	関連する重点事業
文化を「創る」、「伝える」、「支える」人づくり	2．多様な文化芸術活動が行えるしくみづくり	文化振興財団との連携	文化振興財団の自主企画による催しの推進	多種多様な文化芸術活動が行われるよう、~~計画的な~~文化振興財団の計画的な自主企画による催しの推進を図ります。また、市民が文化を身近に感じることができるよう、公民館や学校、福祉施設などでのアウトリーチ事業を行います。	・自主文化事業 ・アウトリーチ ・公共ホール音楽活性化事業	多種多様な活動に対応できる体制が作れているか	ニーズを把握し、継続した機会の提供を図る	(1)
			文化施設の円滑な運営	~~文化振興財団は、~~市の主要な文化施設~~である文化会館と東与賀文化ホール~~の円滑な運営を行い、施設の利便性の向上や市民への文化芸術に関する情報の発信を行います。	・文化会館、東与賀文化ホール管理運営委託 ・文化会館、東与賀文化ホール施設改修		ニーズの把握を行う	
			市民と文化のコーディネートの役割の強化	市民が身近~~で~~に様々な文化の鑑賞機会を得て、文化芸術活動に親しむことができるよう、文化的な取り組みのコーディネートの役割を担います。また、~~文化人材登録制度~~文化・芸術人材バンク制度の充実及び活用の推進を図ります。	・佐賀市文化・芸術人材バンク制度	今後も継続した事業の実施を行い、情報の周知・運用・活用方法を再度検討する 3年経過で15団体の登録 制度の周知・活用が十分でない		
		文化団体、NPO、ボランティアなどへの支援	文化ボランティア活動の推進	~~さまざま~~様々な文化行事を行う上で、企画や運営に多くの市民が文化ボランティアとして参加できるよう~~支援します。~~調査・研究を進めます。	未実施	素地づくりや仕掛けができていない 団体がどのようなボランティアを望むのか把握する必要がある	市民との関係構築の方法や文化ボランティアのあり方の検討 文化ボランティア団体の調査	
			文化連盟への加入促進	総合的な文化芸術活動を行っている佐賀市文化連盟の会員募集のための活動を支援します。	・佐賀市文化連盟	会員の高齢化が進んでおり、担い手不足となっている。 会員が増えない一つの要因として、入会へのハードルが高い（謝金、時間）ことも考えられる。 また、佐賀市おいて、直接会員募集の支援を実施していない。	体験教室の開催の検討 インターネット等を活用した情報発信の検討	(1)
			文化芸術活動への支援	市民~~の~~が文化芸術活動~~に対して、支援~~を行うための様々な情報の収集・提供を行います。	・名義後援 ・伝統文化親子教室 ・協働推進課（チカラット）	情報、財政、人員等の直接的な支援はしていない。	団体の把握や関係の構築を築き、支援のあり方を検討する	
			文化芸術活動団体などの情報発信	文化芸術活動をより活発化するために、様々な文化芸術活動をしている団体や文化教室の情報を市民へ発信します。	・佐賀市文化連盟 ・パートナーイベント ・文化施設情報収集	紙媒体での情報発信が中心となっている。 活動の場がない（会場）などの声に対し、文化施設情報を集約し公開することを検討	インターネット等を活用した情報発信の検討 どのような情報を発信していくかの検討	
		文化を伝える、支える~~芸術家、専門家~~への支援	顕彰制度の充実	文化芸術活動の活性化や積極的な文化芸術活動への参加を促すため、顕彰への支援を図ります。	・佐賀市文化連盟佐賀支部（内山文化賞・谷口文化奨励賞）	内山文化賞は、対象が佐賀市文化連盟佐賀支部の会員のみとなっている。	内山文化賞・谷口文化奨励賞のあり方の検討（間口の拡大等）	
			発表の機会の提供	芸術家や専門家の活動意欲の向上を図り、更なる発展につなげるため、佐賀市民芸術祭~~の企画や文化人材登録制度~~などを充実させ、さまざまな発表の機会を提供します。	・佐賀市民芸術祭 ・佐賀市文化芸術人材バンク制度		活動意欲の向上につながる企画の検討	

基本方針	基本目標	事業方針	主な取組	内容	R1までの具体的な事業・成果	問題点	今後の課題	関連する重点事業
個性あふれる文化のまちづくり	3．文化財の保存と活用による地域づくり	地域における伝統文化の継承支援	地域文化の保存・継承支援	受け継がれてきた地域固有の伝統文化を保存・継承していくために、後継者育成を含め、必要な支援を行います。	・地域文化保存継承支援事業	指定無形民俗文化財、未指定の伝統芸能の団体から聞取りをし、指定無形民俗文化財については、支援のあり方をH30に見直した。 （一律の運営補助から、基礎額+行事人数加算、継承につながる活動に対する支援） 未指定の伝統芸能は、R1年度に書面調査を実施している。	映像記録の作成・活用を継続して実施する 未指定の伝統芸能の支援のあり方の検討	(2)
			地域固有の伝統文化への参加や体験の充実	地域固有の祭り、行事などに積極的に参加を促すとともに、誰もが参加しやすいイベントなどを企画します。	・佐賀県伝承芸能祭	佐賀県主催の伝承芸能祭を開催している。（H30～）	市内には多くの伝統芸能があり、市が情報の発信以上に参加を促すことができるのか検討する必要がある 継承につながる補助（3万円）について、未指定への交付可否を検討	(2)
			地域間の文化交流などの促進	地域固有の祭り、行事、イベントなどの情報発信を行い、地域間の文化交流~~の機会をつくります。~~を促します。	・さがの歴史・文化お宝帳、市HP，FB ・「佐賀の雅」の発行	指定無形民俗文化財は代表者会議を開催することで、交流を図っている。 令和元年度佐賀県において、各市町村を通じて佐賀県伝承芸能活用推進会議が開催されている。	市において、未指定の伝統芸の保存会等も含めた交流会を開催するかの検討 未指定の伝統芸能の支援の検討	(2)
			歴史遺産の掘り起こし	これまで広く知られていなかった歴史遺産や歴史的人物の掘り起こしを行います。また、言い伝えや伝説など~~を伝承遺産としての~~活用を図ります。	・さがの歴史・文化お宝帳	歴史遺産や歴史的人物を掘り起こし、整理するための人員が文化振興課には不足している。 H28年度に教育委員会（学校教育課）で読本を作成している。 また、言い伝えなどについては、佐賀昔ばなしの会がH28年度に民話データベースを作成している。	さがの歴史・文化お宝帳の情報を整理し、歴史遺産、歴史的人物、言い伝え、伝説などのリスト化を行い、その中でどのような活用ができるかを検討する	
		歴史遺産の保存・継承と整備・活用	文化財の調査・研究や評価の充実	歴史遺産や伝統文化の調査・研究や評価~~など~~を行い、~~指定文化財の増加を図り、~~本市にとって重要なものを文化財に指定し、適切な~~文化財保護~~保存に努めます。 また、~~佐賀城~~や幕末佐賀藩の近代化産業遺産~~については~~の発掘調査や文献調査を実施し、史実の解明	・佐賀市文化財保護審議会の開催 ・東名遺跡出土遺物の重要文化財指定候補の検討 ・文献専門職員の配置	R2年度より、文化財指定のあり方の整理を実施中。。 佐賀城の調査については、予算や人員の問題から中断中。	歴史遺産や伝統文化を調査・研究をする体制の充実 東名遺跡出土遺物については、重要文化財を保管、展示する適切な施設が必要	(3)
			文化財の公開・活用の充実	発掘調査現地説明会や企画展、シンポジウムなどを行い、文化財を広く公開・活用していきます。	・三重津海軍所跡、精煉方跡等現地説明会 ・東名シンポジウム、国庁講座、企画展 ・東名遺跡関連の貝輪づくり、編みかごづくり体験学習	企画展やシンポジウムの対象が固定化（東名遺跡、肥前国庁など）している。 東名遺跡出土遺物の国指定を推進する	対象の拡大の検討 ボランティアガイドのあり方の検討	(3)
			~~埋蔵文化財センターの整備~~ 東名遺跡の史跡整備、埋蔵文化財センターの整備	~~市内の発掘調査で出土した遺物の適切な保管と展示、遺跡や遺物を活用した体験学習や情報発信などの機能を一体的に持つ埋蔵文化財センターの整備を検討します。~~ 東名遺跡の史跡整備の一環として、ガイダンス施設の整備を行います。なお、この施設は、佐賀市内各地から出土している遺物を保存・活用できる埋蔵文化財センターとしての機能を兼ね備えた複合施設として整備します	・埋蔵文化財センター基本構想・計画 ・東名遺跡保存活用計画、整備基本計画	予算の問題等を含め、今後も整備を検討する。	東名遺跡のガイダンス施設に埋蔵文化財センターの機能を兼ね備える。	(4)
			~~遺跡、史跡などの保存と整備~~	~~本市に数多くある遺跡や史跡の適切な保存・整備を行っていきます。~~	・文化財保存管理経費 ・東名遺跡モニタリング調査	指定文化財については、所有者の高齢化や、相続に伴う保存することへの意識の希薄化があり、今後も個別具体的に交渉を行う。 将来的には、今後さらに文化財の維持管理ができないという相談が増える可能性もある。	文化財保護の意識の醸成	
			地域住民への文化財の周知や協力の体制づくり、文化財所有者への保存管理意識の啓発	歴史と伝統に培われた貴重な~~文化~~歴史遺産を末永く後世に伝えるためには、地域住民の文化財に対する理解が必要で~~あり、~~す。そのため~~の~~、適切な情報発信に努め~~ます。~~るとともに、所有者及び地域住民の協働意識の醸成を図り、防犯・防災なども含め文化財の適正な保存管理意識の向上に努めます	・さがの歴史・文化お宝帳 ・佐賀の雅改訂版 ・古墳マップの発行 ・出前講座の実施 ・東名遺跡、肥前国庁跡パンフレット作成	人員的な問題	HP、SNS以外での情報発信のあり方を検討する必要がある。 市内のその他の文化財を紹介する冊子の検討	
			~~地域での文化財保護の協力体制づくり~~	~~地域の歴史遺産の保存・継承のため、所有者及び地域住民の協働意識の醸成に努めます。また、将来に語り継いでいきたい歴史スポットの選定などを協働で行います。~~	・地域文化保存継承支援事業 ・えひめあやめ保存会への支援	協働意識の醸成を市がどのように推進するか。	所有者及び地域住民の協働意識の醸成のために必要なことを検討する。	
			歴史的景観資源所有者への支援	貴重な歴史的景観資源の保存・継承や活用のため、歴史的建造物の所有者などへの支援に努めます。	【建築指導課】 景観重要建造物等の歴史的建造物に対して、外観補修にかかる経費に対し助成を行なった。H29:3件3,311千円、H30:5件4,103千円、H31:5件3,740千円	【建築指導課】 所有者の高齢化が進み、建物保全を望む継承者がいないケースが増えてきているため、助成制度があっても保全に繋がらないケースが増えてくる可能性が高い。 【歴史・世界遺産課】 佐賀市歴史的風致維持向上計画において、歴史的風致形成建造物に指定した物件は、国の補助対象になるが、現時点で民間所有の指定物件がない。	【建築指導課】 関係課や関係団体と協議を行い、支援のあり方を検討する。 【歴史・世界遺産課】 左のとおり歴史的風致形成建造物に指定された民間物件がない。佐賀市歴史的風致維持向上計画は令和3年度で終了するため、2期計画で、どのような方針でいくか検討する必要がある。	
			~~文化財所有者への適正な保存管理意識の啓発~~	~~所有者に対し、文化財の保存状況確認を行うなど定期的に接触する機会をもちながら、防犯・防災など文化財の適正な保存管理意識の向上に努めます。~~	・文化財維持管理謝礼金 ・文化財保存事業費補助金	指定文化財において、特に公開していないものなどについては、人員の面から保存状況の確認ができていないものもある。	文化財の保存状況の確認や所有者との接触の機会を設けることの検討。 防犯・防災設備の充実	

基本方針	基本目標	事業方針	主な取組	内容	R1までの具体的な事業・成果	問題点	今後の課題	関連する重点事業
個性あふれる文化のまちづくり	4．地域に根ざした特色ある文化のまちづくり	文化情報の発信	市による文化情報発信の充実	さまざまな媒体を活用し、文化行事や文化財などの情報を広く発信し、市民に積極的な文化芸術活動への参加を促します。	・佐賀市民芸術祭 ・さがの歴史・文化お宝帳	市と文化連盟が協力して情報発信できる体制ができていない。 見る人の属性（年齢、性別、障がいの有無など）によって適切な媒体を選択する必要がある	文化連盟等と協力し、幅広い参加の場を提供することも検討する必要がある。	
			さまざまなメディアの活用	市民に文化への興味や関心を持ってもらい、文化意識の高揚を図るために、市報、市ホームページ、SNSなどを効果的に活用します。また、チラシ、ポスター、パンフレットなどの各種媒体やマスメディアなどを使用し、周知を行います。	・さがの歴史・文化お宝帳 ・FB ・イベント等のチラシ、ポスター配布	広報の対象、媒体等を考量した計画的な情報発信ができていない	それぞれの年齢層に応じた情報発信のあり方の検討。 障害者等への配慮をした情報の周知の検討	
		身近な場で文化にふれることができる場所づくり	既存施設の利活用促進	気軽に文化に触れる機会を提供するために、文化活動のできる既存施設の情報を市民に発信し、利活用の促進につなげます。~~また、市民のニーズを把握し、支所の空き部屋など空きスペースの活用を図ります。~~	・かわそえ佐賀田園の郷ギャラリー ・文化施設のあり方検討会議	支所再編に伴い、空きスペースの項目は削除する。	今後も市民ニーズの把握に努める	
			歴史文化講座の~~開設~~実施	~~出前講座などの機会を捉え、~~市民のニーズに応えた歴史文化講座を~~開設~~実施することで、多くの市民に文化に触れる機会の提供を行います。	・出前講座 ・公開活用事業（東名シンポジウム、国庁講座） ・古文書講読会	講座を増やすことによる人員の問題	ニーズの把握 出前講座の内容の充実 市民団体等と協力した情報発信の検討	
			街なかでの文化交流の推進	~~商店街などでの芸術家の作品発表など、商店街または地域との連携を図り、街なかなどで文化による市民交流を図ります。~~ 市民の交流の中心である街なか等で文化に触れる機会を提供し、交流の促進を図ります。	・ゆめタウンでの市民芸術祭プレイベント	アウトリートなどと併せて事業の実施ができないか	関係団体と協議を行い、街なか等での実現可能性の検討	
		利用しやすい文化芸術活動の施設などの整備	文化施設の整備・充実	障がいの有無や国籍に関わらず誰も文化施設を利用できるように、施設の整備・運用を行い、発表や鑑賞の機会を提供します。 また、施設の利用等に際しては、利用者目線で必要な情報の提供を行えるよう施設の整備に努めます。 ~~また、満足して文化施設を利用してもらえるよう、職員の研修や意識の向上に努めます。~~	・文化会館、東与賀文化ホール施設改修	運用の見直し SAGAサンライズパーク関連整備事業	利用者のニーズを把握し、情報発信のあり方を検討	（5）
			各文化施設への交通アクセスの充実	~~市営バスや各種交通機関の有効利用に向け、柔軟な対応ができるよう働きかけを行います。~~ 来訪者が目的の文化施設へスムーズに行くことができるよう、交通手段の確保とサイン整備を行います。	・佐賀市民芸術祭	他の団体の方針があるため、働きかけのハードルが高い 駐車場（満空表示システム等）の整備	利用者ニーズの把握に努め、来訪者にとってより良い整備のあり方を検討する。	（5）
		観光資源としての活用推進	世界遺産などの積極的な活用	「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つである三重津海軍所跡等を観光資源として活用を図り~~るため~~、関連施設である佐賀城本丸歴史館との連携や他の産業遺産（築地反射炉跡、精煉方跡、多布施反射炉跡）とも関連づけた情報発信~~を~~や活用を行います。	【歴史・世界遺産課】 ・関連施設（佐賀城本丸歴史館、佐野常民記念館）を巡るスタンプラリー ・「明治日本の産業革命遺産」登録記念日に合わせたパネル展 ・三重津海軍所跡に係るイベント等を市HPやFacebookで情報発信を行った	【歴史・世界遺産課】 年度ごとの市HPの閲覧者数が減少傾向であり、Facebookの評価「いいね」やフォロワー数があまり増えていない。 また、県、市及び関連施設で、情報発信に係る連携が上手く取れていない。	その他の市所管の施設とも連携が図れないか検討 【歴史・世界遺産課】 県、市及び関連施設で、情報発信すべき内容の役割分担や情報発信の在り方について検討し、効果的な情報発信につなげる。	（3）
			案内サインの整備	市内にある文化財を市民や観光客にわかりやすく紹介するために、観光ルートを意識した案内サインの整備を計画的に行います。	【文化振興課】 ・文化財保存管理経費 【歴史・世界遺産課】 佐賀市歴史的風致維持向上計画に基づき、重点区域内にデザインを統一した案内サインを設置。（H27~R1　87基）	【文化振興課】 案内サインの整備については、老朽化したものを中心に予算の範囲内で修繕を行っている。 整備方針や計画の未策定 【歴史・世界遺産課】 ・国の補助を受け実施しているが、対象は重点区域内（佐賀城下）のみである。区域外やその他の事業で整備されたサインとデザインの統一が図れていない。	【文化振興課】 案内サインの外国語表記の検討 障害者等への配慮をした情報の発信の検討 【歴史・世界遺産課】 ・R2年度までに100基程度のサインを整備する計画だが、既設サインの維持管理（主に補修）についての計画がない。	（3）
			歴史・文化案内人の育成	市民や観光客に、市の歴史・文化を広く紹介し、その魅力を発信していく歴史・文化案内人などの育成を行います。	・佐野常民記念館	文化案内人を育成する整備が不十分である。 東名遺跡ガイド等の育成	対象となる文化財の範囲の拡大の検討。	
			文化財を中心とするモデルコースの設定	市民や観光客のニーズに合わせて、文化財などを見て回れるモデルコースの設定を行います。	・バスツアー	肥前国庁を中心としたバスツアーの実施や、案内マップを作成しており、今後も継続して実施を検討する。	観光振興課、観光協会との連携強化 モデルコースの設定及び活用の検討	（3）

基本方針	基本目標	事業方針	主な取組	内容	R1までの具体的な事業・成果	問題点	今後の課題	関連する重点事業
		企業、大学との協働による文化振興	伝統産業の活性化	伝統産業の価値を広く紹介~~し~~することで、保存と継承を図り、地域の活性化~~を図ります。~~につなげます。	【商業振興課】 伝統的地場産品の展示紹介		技術の継承 お土産品の開発による文化財等の紹介 【商業振興課】 伝統的地場産品が産業として経済的に自立するための施策のあり方を検討する	
			地域産業の活性化	芸術家たちと産学官民との交流により、地元産品の開発や人材の交流などによる、地域産業の活性化を図ります。	【商業振興課】 新商品開発等の支援	【商業振興課】 必ずしも効果的な新商品の開発につながっていない。	【商業振興課】 消費者ニーズを捉えた商品開発やブランド力強化のための補助金の活用等を促進する	
			文化財の研究や保存に向けた企業や大学との~~協力~~協働	企業や大学などと連携を図り、文化財の調査・研究や保存~~を行います。~~を行う体制づくりに努めます。 また、本市にある大学や文化活動に取り組む学生等と協力して、文化の振興を図ります。	遺物保存処理事業 遺跡立地地盤形成要因調査 出土遺物の科学分析調査委研究(佐賀大学) 金属遺物の調査研究(愛媛大学) 青銅器鋳型3D計測(別府大学) 東名遺跡出土植物性遺物調査(東北大学) 東名遺跡出土動物遺存体調査(東海大学)	市の体制的な問題もあり、協力して事業を実施する体制ができていない。	単年度で成果がでない内容については継続的な調査が必要 協働で実施できる事業の検討	(1)
			~~大学との協働による文化振興~~	~~本市には複数の大学があり、文化活動に取り組む学生や大学と協力して、文化の振興を図っていきます。~~	人事課によるインターンシップ 専攻生の受け入れ(佐賀大学　熊本大学　別府大学)	体制構築の必要性の検討	関係団体と協議を行い、実施を検討する	